

平成29年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年12月11日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	12月14日 午前10時00分		
	散 会	12月14日 午後3時45分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	11	座間味 薫	1	與 儀 常 次
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	松 田 洋 子
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	中 原 茂 仁	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	玉 城 奎	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総務課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	学校教育課補佐 兼学校教育係長	桃 原 秀 樹
	学校教育課長	田 港 朝 津	社会教育課補佐 兼社会教育係長	嘉 陽 健
	社会教育課長	与 那 満		
建設課 長	嶺 井 雄 二			

平成29年第4回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

平成29年12月14日（木曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	
2	議案第50号	今帰仁村給付型奨学金基金条例の制定について	質 疑
3	議案第51号	平成29年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について	質 疑
4	議案第52号	平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算につ いて	質 疑
5	議案第53号	平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算につ いて	質 疑
6	議案第54号	平成29年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について	質 疑
7	議案第55号	村道路線の変更について	質 疑
8	議案第56号	工事請負契約について	質 疑
9	議案第57号	土地改良事業の計画変更について	質 疑

○ **東恩納寛政 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次、発言を許します。

10番島袋 誠議員の発言を許します。10番島袋 誠議員。

○ **10番 島袋 誠 議員** 皆さん、おはようございます。第4回今帰仁村議会定例会、先に通告いたしました一般質問を行います。

質問事項1. 新学習指導要領改訂について。

質問要旨1. 幼稚園から随時、平成30年度から平成33年度には全面実施となります。本村ではどのように周知徹底を行っているか、お伺いいたします。

質問要旨2. これまで以上に学校と地域との連携を強化していく必要があると思うが具体策はあるか、お伺いいたします。

質問事項2. 村営団地について。

質問要旨、入居後の住み心地等の調査を行っているか、お伺いいたします。

質問事項3. 兼次幼稚園跡地活用について。

質問要旨、建築物が老朽化し、ひび割れも目立つことから、更地にしての活用が望ましいと思われるが、見解をお伺いいたします。

質問事項4. 北山学園プロジェクトについて。

質問要旨1. 北山学園プロジェクトのトップに位置する北山高等学校の魅力化事業についてお伺いいたします。

質問要旨2. 北山高等学校駅伝部の全国大会出場、同校野球部の1年生大会での活躍で、県内外にアピールし、村民を元気づけている。魅力化事業としてスポーツ支援も一考の余地があるが、見解をお伺いいたします。以上。

○ **東恩納寛政 議長** 玉城 奎教育長。

○ **玉城 奎 教育長** おはようございます。

それでは、ただいまの10番島袋 誠議員の質問事項1. 3. 4について、お答えします。

まず質問事項1. 新学習指導要領改訂について、お答えします。

質問要旨1について、幼稚園教育要領と小学校、中学校の学習指導要領の改訂は、幼稚園が平成30年度、小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から実施します。

周知期間の今年度の村学力向上推進大会や指導主事による要請事業参観、教育委員会による学校計画訪問等を通し、先生方への周知を図っております。

質問要旨2について、学校と地域の連携につきましても、改訂のポイントとなっている体験活動の充実、伝統や文化に関する充実等において、地域との連携はますます重要になってきます。教育委員会に配置している学校地域支援員が中心となり、連携を図ってまいります。

続きまして、質問事項3. 兼次幼稚園跡地活用について、お答えします。

旧兼次中学校体育館には学校備品、机椅子等やグスク桜まつり、マジックアワーマラソン等の備品のほか、文化財資料等のさまざまな物品を保管しています。現在、同場所の雨漏りなど老朽化が著しいため、兼次幼稚園の園舎につきましては、行政関係の倉庫として利用を考えております。

質問事項4. 北山学園プロジェクトについて、お答えします。

質問要旨1について、今帰仁村が推進する北山学園プロジェクトの一つとして、北山高校魅力化事業を展開しています。公営塾（夢咲塾）の実施やミルトン高校との交流・短期留学事業、県外インターンシップ事業等を実施しております。

質問要旨2について、北山高校男子駅伝部5年ぶりの県大会優勝を果たし、九州大会出場、12月の全国大会に出場が決まっています。また、ことしの沖縄県高校野球1年生大会においては、北山高校野球部が準優勝するなど、今後の活躍が期待をされています。今帰仁村では、県を代表する子供たちの活躍について、派遣費の助成等を行い、支援してまいります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 皆さん、おはようございます。

島袋 誠議員の質問事項2. 村営団地について、お答えします。

本村にある村営団地については、これまで入居者に対する入居後の住み心地等の調査を行ったことはありません。

入居者のニーズを把握し、村営団地の管理等を適切に行えるよう、調査内容等について、今後検討してまいります。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 では順番どおり、新学指導要領改訂についてから質問いたします。

学習指導要領改訂についてですが、やはりこの言葉はちょっと難しく、我々学校に通わせる立場の親として勉強したいということで、質問させていただきました。以前、詰め込み教育であったり、ゆとり教育等と言われ、いろいろとそれで変わってきたんですが、今回9度目の改訂になると思いますが、今回で主に変わる点として、主にどのように変わるというふうな、もしわかりやすくお答えできるのであれば、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの島袋 誠議員の質問について、お答えします。

学習指導要領改訂は、大幅改訂が10年ごとでしたか、それとときどき、内容の細かい程度はあるんですが、今回は大幅な改訂になります。

それで先ほどご質問にありました詰め込み教育からの脱却のゆとり、ゆとり世代からの脱却の前回の改訂、そして今回の改訂のキーワードは社会に開かれた教育課程ということが文言としてキーワードに上げられます。これはこれまで学校内で教育課程が展開されていて、意外と社会とのつながりが希薄であったりということが背景にあるかと思いますが、社会に開かれた教育課程ということで、社会で通用する子供たちを育てる教育目標を、地域社会と共有して進めていこうというのが大きな理念として、今回の学習

指導要領の加え点にあげられます。それと具体的には、教科領域等のものがあるんですが、道徳の教科化が次年度から移行期間であります、実施されます。

それと外国語活動が五、六年だったのが、3年生から外国語活動が始まり、五、六年生は外国語活動だったものが、外国語として新学習指導要領では実施されていきます。

以上が、主な改訂点というか大体今、ご質問のあったもののお答えになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 そうですね、詰め込み教育であったり、ゆとり教育であったり、今回は両方のバランスをうまくとってやっているんじゃないかと感じてはおります。

先ほどありましたとおり、道徳が教科になるということで、必修になるということです。やはりこれは道徳が教科に格上げという形になると思うのですが、これまでの学校教育の中で、どのような要因があつて教科等とか教科になったと思われるか、考えているか、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまのご質問にお答えします。

道徳が教科化にされたその背景には、いじめによる自殺、それが大きな要因として、皆様マスコミ等のメディアでもあげられたと思いますが、これまで内面の道徳の内面の評価、非常に難しいというのがあったんですが、それをしっかり学校教育の中で、これまでもやってきているんですが、あらゆる形で道徳を教科化していると捉えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 近年、このいじめなどの問題が、やはりこの生きる力というのを身につけていくために、こういう改訂が行われていると考えております。生きる力というと、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた、学校と地域の連携、協働のあり方というのが必要になってくると考えられます。

あと、個性の尊重であったり、総合理解を認める上でもやはり道徳が必要と考えられます。それが今回主に、わかりやすい部分で変わった面と考えられるんですが、それを教科化していく上で、今帰仁村としての学校計画訪問等を通じて、先生方の周知を行っているということなんですが、もし今帰仁村としての方向性があれば、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時13分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまのご質問にお答えします。

ただいまご質問のありました道徳が教科化されたことの周知であります、先ほど申し上げましたように、これまで道徳は教科ではなくて領域でありました。それで非常に道徳、皆さんご案内のように内面的な問題であります。これを教科に格上げというか、教科にされたことの背景に先ほど申し上げたいじめ等によるものがあるんですが、その背景の説明、それと道徳が教科にされたということは、評価が伴います。評価ですね。これまで国語、算数、理科、社会は例えば1、2、3とか、そういう評価があつたんですが、その評価のあり方等についても、研修、校長研、教頭研、教務主任研等々を通して、もちろん周知します

し、学校の要請訪問におきましても、指導主事が参って、そのあたりはしっかり説明しているところであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 道徳も評価するということで、これが一番ちょっとネックというか、難しい部分になるのかとは感じております。ただこの世の中、いろいろと情報も多く得られる世の中で、やはりこういう道徳、前々から個人的にも思っていてまして、思っているのが、やはり道徳というのは必要だなと感じております。

そこで、質問要旨2のほうにも通じることになるんですが、改訂のポイントとなっている体験活動の充実、伝統や文化に関する充実等ですね。やはり学校単体だけではちょっと難しいかと思えます。学校地域支援員が中心となり、連携を図ってまいりますというふうにあります。この学校地域支援員というのは、今本村に何名いるか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 10番島袋議員の質問について、説明いたします。

ご質問の学校地域支援員につきましては、教育委員会のほうに1名配置しております。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 今、教育委員会のほうに1名いるということで、今は小学校、中学校、小学校が3つ、中学校が1つですので、1名では結構、この連携を図るのが難しいかなと感じてはいるんですが今、今帰仁村ではキャリア教育なども盛んに力を入れて行っていると思えますが、その配置されている職員は、それには直接は関係はしていないのかどうか。お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまの質問について、説明いたします。

学校地域支援員とキャリア教育コーディネーターの連携についてでございますが、キャリア教育コーディネーターにつきましては、2名配置されておまして、それぞれこのキャリア教育の分野において、学校との調整も図られております。今後の展開につきましても、現在もそうなんですが、そのキャリア教育の2名と支援員の1名、3名が連絡調整を密にして実施していくということには変わりはありません。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 今、お答えいただいたように、実際はこの連携しながら3名体制ということで、ちょっと安心しました。

この文部省の審議会答申で、今回のもので学校が地域社会の子供や大人に対する施設の開放や、学習機会の提供など積極的に、つまり学校を地域に開放するということですね。そういうコミュニティーの場として。地域社会の拠点として、さまざまな活動に対して取り組む必要があると答申されております。それには、この地域との連携を図っているこの教育委員会の職員ですね。この体験活動とか、伝統文化の面、今非常に地域とのかかわりを持って、現在でも今帰仁村はちょっと進んでいるのかと感じてはおりますが、それを強化していくとか、もっとより活性化していくために何が必要かどうか、考えているかお伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの島袋議員の質問に、お答えします。

学校と家庭地域の連携で、要するに、学校を開くという言葉があるんですが、これまで今、島袋議員のほうからありました学校への地域の教育資源の人的、物的協力というのは、非常に本村は本当に進んでおります。私、学校現場にありました立場としても、非常にそれで助かって、子供たちの教育活動、心を育てる活動にも非常に活用させていただき、ときどきは無理なお願いを申し上げても、学校教育活動へ本当に協力する体制というのが、非常に強いということで感謝したこともあるんですが、その大局として、学校の教育指針、例えば教師でありますとか、学校の施設開放、その件に関しましては、若干やはり弱いなところがあります。今、ご質問にありましたものを、よく検討をしながら、しっかりこのあたりも両方ともしっかりやって、その両軸で子供たちを育てるというサポート体制ができればと思っております。

先ほど、今回の学習指導要領改訂のキーワードとして、社会に開かれた教育課程というのがあって、その中でも3つのポイントの中で一つに、教育課程の実施に当たって、地域の人的、物的資源を活用というのがあります。これはもう本当に本村はできているなというのがあるので、今回これにまた乗せるというか、学校の教育資源を、学校を開放して地域の教育、社会教育に役立てるというところを、しっかりと考えていきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 先ほど、教育長からその学校の行事、活動の面などに、少々無理なお願いもして、協力していただいているとあったのですが、それはどのような方々にお願いというか、依頼というか、されたかどうか、お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時21分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時21分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの質問について、お答えします。

学校から地域の方、PTA、保護者含めて、いろんな活動をお願いするんですが、たくさんあります。特に目に見える形としてあったのは、環境整備活動の例えば、学校園を耕していただくのに、本村の農業をなさっている保護者へ、それを耕してもらったりであるとか。それでありまして、あとは非常に学校の教育内容にかかわって助かったのが、実は教師というのは、教科指導のプロではあるんですが、その体験があるかどうかはまた別なんです。例えば、小学校や中学年の農業の学習あたりでありますと、本村の特産物でありますスイカ農家を訪ねて、実際に体験的に学ぶということで、スイカ農家の方をお願いをして、学習を深めるということなどを実施してきました。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 PTAと、あと地域の方々の協力があったと答弁をいただきました。我々も今、PTA活動をしているんですが、PTAというのは皆さんご存じのとおり、保護者と教職員による社会教育団体であります。

ただ、今この学校の教育に必要なこのPTAが、少し前にメディアでも、ちょっと騒がれたりしました

が、任意加入の団体であるので、入らなくてもいいんじゃないかというちょっと風潮もあつたりしております。今、沖縄県や本村ではそのような流れはないんですが、実際はこの任意加入の団体であるので、いわば究極の児童生徒のためのボランティア団体のような位置づけではあります。

そこで今、この単位、個々の単位PTA、兼次小学校であつたり、天底小学校、今帰仁小学校、今帰仁中学校ではあるんですが、PTAをまとめる県のPTAの連合会であつたり、国頭地区のPTAの連合会だつたりするところから情報をもらって、村に流れてくるような仕組みになっております。

そこで今、この市町村のPTA連合会の窓口といいますか、村の。それが現在この小学校3つ、中学校1つで持ち回りの状態で行われている現状があります。その担当となるのが、大体、各学校の教頭先生になると思いますが、この先生方の多忙の中、その事務局を担っているのが、非常に困難を来たしているというふうにも学校側から伺っております。

そこで質問要旨とちょっとずれることにはなるんですが、現在、この国頭地区11地区あるんですが、この教育委員会内に事務局があるのが、7つですね。あと、学校持ち回りでやっているところが4つあるんです。それをちょっと検討いただけないかというのがありますが、それについてどうお考えか。今の考えでいいです。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの島袋議員の質問に、お答えします。

今ありましたように、全国Pから県P、国頭地区P、そして村Pへと、いろんな例えば研修とか、そういうものが流れてきて、それを村でまとめているのが今、今帰仁村の場合は持ち回りの学校であります。

今、議員から情報がありました教育委員会内に事務局を置いているのが7つ、それと各学校で持ち回りが地区で4つと、ちなみに名護市の場合は、名護市Pというのがありまして非常に、私が名護市で教頭をしているときに助かりました。教頭の本当に多忙な中、そういうことができれば本当にいいなと思いましたが今、提言のありました本村の中で、村Pの事務局を置けないかということがあつたんですが、そのあたりは人力的配置、あるいは予算的なものを勘案しながら、検討していきたいと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 急にちょっと振ったことではあるんですが、ぜひやはり考える時期にあるのかと感じておりますので、徐々にこの職員も今、教育委員会の職員ももちろん忙しくて頑張っているのは、もちろん理解をしております。それでできることは振り分けながら、考える機会になればいいかと思えます。

次に、村営団地について、お伺いいたします。

これまで、調査等、住み心地等の調査を行ったことはありませんというふうに回答をいただきました。近年では、仲宗根団地と兼次第二団地が完成したと思います。これまで行ったことはないということですが、その理由について、お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 10番島袋議員の質問について、お答えします。

その行わなかった理由については特段なくて、沖縄県のほうでやっている内容を聞きますと、公共施設

の利用の満足度、公共施設ですね。県内にある県所有の施設の全てにおいて満足度について、各施設ごとのこの年度はこういった施設というものと聞いています。

今後について、検討していきたいということに触れて、村長の答弁にありましたように、今後新しい施設等を建設する場合については、こういう設計の段階、それから管理運営の仕方も含めて、当然住んでいる方々の意見も拝聴する必要があるかとありますので、今後にそういった調査をして、生かしていければということを考えているところです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 今後は検討していくというふうに理解をいたしました。この2施設に限ってで構わないので、完成した時期というか、まだ新しい建物ではあるんですが、入居の方から何かクレーム等がなかったかどうか、お伺いいたします。建物に関してですね。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 10番島袋議員の質問について、説明いたします。

クレームがあったかということについては、少し兼次団地でいえば、隣の方のほうから、「少しまぶしい」と、遮蔽の木を植えてほしいとか。という内容のことで、対応した経緯はございます。あと、住んでいる方々というか、村長のほうで少し非難的な感じについて、少しどうかというのは、住んでいる方々の意見を直担当のほうではなくて、少しあったとは伺っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 「まぶしい」とか、そういうふうにあったとお伺いいたしました。

建物、先ほども言ったんですが、建物に関して、例えばふぐあいがあるとか、そういうふうに相談とかクレームとかはなかったということによろしいですか。お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質問について、説明いたします。

建物の利便性等については、直接に担当の方にもそういった話があったかというものは把握しておりません。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 特にというか、兼次団地なんですけれども、建物にひび割れがあったり、その水回りのトイレ付近の水道管の水が漏れたり、あるというふうに直接、入居している方から聞いたことがあるんです。それがじゃあ伝わっていないということで、よろしいですか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質問について、お答えします。

そのような施設の水漏れ等についての関連については、改善等を関係課とあわせて進めております。あと、住んでいる利便性、部屋の配置とか、そういったふうに先ほどの質問については捉えたものですから、その辺については聞いていませんということの、先ほどの答弁です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時32分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時33分)

島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** ただいの質問について、答弁漏れがありましたので、そのひび割れ等については聞いております。それについては、建設課と調整をして、その辺の経過につきましては、建設課長のほうから説明してもらえればと思います。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 嶺井雄二建設課長。

○ **嶺井雄二 建設課長** ただいまの島袋議員の質問について、説明いたします。

一応、情報としましては、水回りが何かおかしいという話で、対策をとったかと思っております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 休憩します。 (休憩時刻 午前10時34分)

○ **東恩納寛政 議長** 再開します。 (再開時刻 午前10時34分)

嶺井雄二建設課長。

○ **嶺井雄二 建設課長** ただいまの質問について、説明いたします。

亀裂の話はちょっと情報にはないんですが、以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 10番島袋 誠議員。

○ **10番 島袋 誠 議員** この団地に入って、私も確認しに行ったんですが、実際やはり亀裂があるんです。それを今、ちょっと相談してもなかなか確認が来ないと伺っております。ですので、やはりこの調査というか、こういうのも必要かと感じております。団地に入居する方は短期間だけではなくて、何年か5年、10年と住むような、やはり自分の持ち物ではないんですけれども、気持ちよく住みたいですね。そこでできたばかりの建物が、そういうふうになってはちょっといけないと思いますので、この辺を今後行うよう検討するということですので、ぜひこの要望とか、こういうのがあるのは一部の可能性もあるんですよ。これを我慢して言わないとか。例えば水の使い方が悪くて、自分が悪いのかなと思って、声も上げない方もやはりいると思いますので、その辺のニーズ調査などを行っていただくよう要望いたします。これに関しては、以上です。

続いて、兼次幼稚園跡地活用についてですが、現在この体育館に入っています荷物、物品が、その老朽化が著しいために、その幼稚園の倉庫を利用すると考えていると答弁をいただきました。この体育館の物品ですね。全て幼稚園に入れるというふうに認識してよろしいですか、答弁を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 田港朝津学校教育課長。

○ **田港朝津 学校教育課長** ただいまのご質問について、説明いたします。

兼次幼稚園の跡利用につきましては、質問の旧兼次中学校の体育館の物品が全て入るかというご質問ですけど、全てを入れるには、無理な量が今、保管されております。

管理主体の課ごとになるのか、またはその内容について、処分すべきものは処分して、倉庫として利用する際に、この容量に応じたの保管になるかと考えております。

○ **東恩納寛政 議長** 10番島袋 誠議員。

○ **10番 島袋 誠 議員** そうですね。体育館には相当の面積で、たくさんのもが入っていますので、幼稚園に入れるのは難しいと考えられます。

またこの現在ある兼次幼稚園の入り口の段差がすごくあります。普通の車で行くと、この底を擦るぐらい、ちょっと荷物の搬入をしたり、出し入れしたりするには、ちょっとあまりふさわしくない場所かなと感じておりますが、それについて、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまのご質問について、説明いたします。

現兼次幼稚園の入り口のスロープといいますか、コンクリート舗装をされている部分につきましては、傾斜がかなり厳しくて、そういった物を搬入するときについては、支障になる可能性があると考えられますが、現在その建物の跡利用として考えている、想定されているわけなんです、その際には、進入路といいますか、搬入口としての活用がそのままの状態で行けるのか。または整備が必要なのかというのは、今後の跡利用の中で検討されるものと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 後から、使いながら考えるということではありますが、もう閉めるので、いまさら言うのもちょっとあれなんです、非常に入りにくいんですね。なので今、考えるのであれば、もう少し前にこの幼稚園があるときに、たくさん搬入する車も、例えば牛乳とか、朝行くんですが、いつも下に待機をして運ぶという形をとっておりました。もう少し早くこれは対策ができなかったかと、もう今は閉めるので、いまさら言ってもあれなんです、この体育館の旧兼次中体育館にもそのまま置くということで、実際雨漏り等とか、あります。その補修については、考えていないかどうか、お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時40分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時40分)

当山清巳企画財政課長。

○ 当山清巳 企画財政課長 ただいまの10番議員の質問について、説明します。

先ほど、学校教育課長からも説明がありましたけれども、この旧兼次中学校の体育館に関しては老朽化が著しいということで、企画課のほうからも各課に呼びかけて、今ある雨漏りもするというので、今置かれている資材関係ですね。大事なものは大事なものの、処分すべきものは処分すべきもの、あとは再利用できるものは再利用と、資源としてまた金属類であれば幾らか雑入も入りますので、そういったものを各課に呼びかけている状況です。そういう状況がありまして今の管理している、企画課で管理しているわけですが、課としては補修していくという計画はありません。それで今、危ないので再整理をしてほしいということで、全課あげて呼びかけている状況であります。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時41分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時41分)

10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 体育館は補修して、すごく老朽化していますので、また補修費もかかるということで、整備していくのは、今は予定にないということで理解いたしました。これからもう体育館って、この老朽化のスピードもとても早く感じます。ですので、その体育館がまた使えなくなったときというのも考えながら、今の幼稚園はそれであっても今は仕方ないと思っているんですが、その体育館のも考えな

がら、いずれ使えなくなると思います、補修もしない計画と、今、認識しておりますので、今後のことも考えて、その体育館のことも考えてまた計画していただきたいです。

またもう一度聞くんですが、じゃあこの幼稚園は今のところ倉庫の考えということでよろしいでしょうか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまのご質問について、説明いたします。

一番最初に教育長のほうから答弁がありましたように、現在の兼次中学校で保管されている物品等を保管するためのものとして計画、予定を立てております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 現在のところはそれでというふうに理解いたしました。ただ先ほど、私も言いましたが、この体育館にしても幼稚園にしても、建物の老朽化で今、廃校になっておりますので、また今後、そのこともちょっと念頭に置いて、また具体策を考えていただければと思っております。

次、質問事項4.に移ります。北山学園プロジェクトについてですが、北山学園プロジェクト、非常に私的に評価しているところであります。今帰仁村には今、そういう事業内容等、理解されてきてはいるとは思いますが、県立高校でありますので、今帰仁村だけではなくて、ほかの地区、例えば本部町、名護市、やんばるを中心に、その広報というか、情報をどのようにして流しているか、ピーアールしているか、お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時44分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時45分)

田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまの質問について、説明いたします。

これまで行ってきました県立高校である北山高校への北山学園プロジェクトの取り組みとしてのピーアールでございますが、昨年度につきましては、北山高校長と前教育長が今帰仁中学校を初め、国頭地区内の中学校に伺い、北山高校のピーアールを行っています。何校に訪問したかは覚えていないんですが、多くの中学校のほうに出向いて、北山高校のピーアールを一緒にやっていると、覚えております。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 特に国頭地区を中心にやったということで、じゃあその際に、どのような反応があったか、実際その事業に関して、興味を示した学校、生徒等いたかどうか、お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまのご質問について、説明いたします。

それぞれの学校に出向いたときに紹介されているのは確かなんですが、その場に私がいたわけではないので、ちょっとどういった反応があったということは、ちょっと紹介できないんですが、現在行なっています県外インターンシップやミルトン高校との交流事業においては、エントリーして申し込みした子供たち、生徒の面談を行っております。その中で村外から北山高校に入学している子供たちの質問の中に、「どうして北山高校を選んだか」という質問については、「短期留学ができるから」とか、そういう「県

外インターンシップ事業があるから」というふうに聞いているからということで、回答をいただいたこと
もあります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 せっかくいい事業内容ですね、塾であったり、こういうやはりこれが魅力で
来ている生徒もいるということで、もっと自信を持ってというか、もっとピアーールできると思いますの
で、どんどんこれでピアーールをして、実際やはり追跡調査というか、実際本当に何名いたかどうかとい
うのも、数字をまた見たいです。やはりこの予算を使ってやることですので、それが一番、どのような成
果があったということが求められると考えております。

それに関連してというか、2.に移りますが、北山高校駅伝部の全国大会、あと野球部の1年生の大会
の活躍等ありました。直接、魅力化ではないんですけども、今帰仁中学校の駅伝も全国大会に今度の日
曜日ですね、出場するというので、盛り上がってきているのではないかと感じております。そこで今、
高校駅伝部等この活動費の助成を行っているということなんですが、実際にどのような助成内容かどうか、
お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 10番島袋議員の質問について、ご説明いたします。

活躍に対して派遣の事業の助成の件ですけれども、平成28年9月定例会においても、島袋議員のほうに
も説明をしております。再度、説明をいたします。

今帰仁村の教育委員会の社会教育課におきまして、一括交付金の事業で今帰仁村児童生徒等への県外派
遣等に関する補助金要綱に基づいて助成をしております。もう1点につきましては、皆さんに協力してい
ただいていますチャリティーゴルフですね。募金要綱に基づいて、この2つの事業から助成をしていると
いうことであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時51分)

10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 助成等を行っているということで理解しました。

魅力化事業ということで質問しているんですが、この今駅伝部であったり、野球部ですね。結構村外か
ら来ていると感じております。それについては人数を把握しているかどうか。ちょっと管轄外にはなると
思いますが、もし人数がわかれば答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 ただいまのご質問について、説明いたします。

野球部の活躍や駅伝部の活躍が目覚ましいんですが、その各部活単位の村外からの生徒の人数とかとい
うところは把握をしておりません。

○ 東恩納寛政 議長 10番島袋 誠議員。

○ 10番 島袋 誠 議員 それで来ている生徒、結構やはり多いんですよ。これは保護者会であった
り、PTA、OBあとは先生、監督等が直接呼びかけていろいろと引っ張ってやっている経緯があります。

今実際、来ているんですね、この生徒たち。やはりこれに対して魅力があるんですよ。ですので、そういう今2つの部活しか挙げていないんですけども、それ以外にももちろんあると思います。そういうふうなものに例えば魅力化事業というふうにしていくという考えがないかどうか。お伺いいたします。

○ **東恩納寛政 議長** 玉城 奎教育長。

○ **玉城 奎 教育長** ただいまの島袋 誠議員の質問に、お答えします。

北山学園プロジェクトの中の北山高校魅力化事業の中で、この部活特に今、スポーツ関係のものだと思いますが、北山学園プロジェクトが、ご案内のように本村のゼロ歳から18歳までの幼児、児童生徒の育ち要領による教育支援をするとあるんですが、教育の要するに目標の中にありますが、知・徳・体バランスのとれた教育、人格形成というのがあります。それを考えていたときに、知の部分、徳の部分、体の部分となるんですが、この魅力化事業の中でスポーツ支援ということが文言として出ていないんですが、そのあたりから考えたときに、やはりスポーツ支援もしっかり含まれていると考えております。それで先ほどあった派遣費の補助でありますとか、そのあたりが魅力化事業の中でもしっかりと示されているのではないかと考えております。

今ありました、村外からのものでたくさん来ているということは、北山高校、今帰仁中学校の活躍はもちろんなんですが、もう一つに、やはりマスコミ等を活用した新聞等で広く紹介していただくということもありますので、そのあたりは教育委員会としても何か活躍があったときに、新聞社の担当に連絡をして、ぜひ取材してくれとか、そういうことも頑張っているところでもあります。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 10番島袋 誠議員。

○ **10番 島袋 誠 議員** 今、先ほどは実際それで来ているということで、所見として述べさせていただきました。

この今の活躍の余韻に、この今帰仁村教育委員会等が高校駅伝を受け入れてもう20年近くになると思います。九州大会も先月ありました。やはりこういう事業を受けて、やっているということが開催しているということがレベルアップにもつながっていると思いますので、今後もそれに対する経済効果も結構あるのではないかと考えられますので、魅力化事業、直接つなげることは難しいかもしれないんですが、それもこれまでどおり、そういう事業を受け入れて行いながら、高校がなくなると地域が衰退しますので、ぜひまたこういうそのまま県大会、九州大会と受け入れていただきながらやってもらいたいです。以上で終わります。

○ **東恩納寛政 議長** 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時56分)

○ **東恩納寛政 議長** 再開します。 (再開時刻 午前11時13分)

次に、2番上原祐希議員の発言を許します。2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** 皆さん、こんにちは。平成29年度第4回定例会におきまして、先に通告しておりました3点について、質問いたします。

質問事項1. 旧古宇利小中学校跡地利用について。

質問要旨、選定委員会を経て事業者が選定されたと思いますが、進捗状況を伺います。

質問事項2. 行財政改革について。

質問要旨、今年度の6月定例会において同質問をし、行財政改革協議会等を早く立ち上げ、着手する旨の答弁でしたが、進捗状況を伺います。

質問事項3. ふるさと納税について。

質問要旨、今年度9月議会において、寄附金を活用し、村民公募型の事業支援をお考えとの答弁がありましたが、総務省地域力創造グループ政策課及び、総務省自治税務局市長村税課より、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した「ふるさと起業家支援プロジェクト」を立ち上げて、平成30年度から開始するとのことでした。

この事業は、2,500万円を上限とし、クラウドファンディングにより集まった資金プラス、村から寄附金を活用し助成する際は、その金額に対し特別交付税措置までするとのことでした。本村においてとてもいい事業だと考えます。

今後、実施意向状況等の確認があると考えますが、ぜひ積極的に取り組むべきだと思いますが、考えを伺います。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 上原祐希議員の質問にお答えします。

質問事項1. 旧古宇利小中学校跡地利用について、お答えします。

現在、契約締結に向けて事業者と調整協議を進めている状況ですが、旧古宇利小中学校跡地のうち2筆の土地が私有地となっており、事業者に万全な形で計画を進めてもらうため、これらを村有地として購入等すべく、村が地主との交渉を行っているところです。

質問事項2. 行財政改革について、お答えします。

行財政改革につきましては、本年4月に着任した副村長の国の事務事業についての知見も活用しながら、まず、従来の役場の事務処理の進め方、公文書の作成、各種契約手続の改善等を内部的に進めてきたところです。

また、本年4月から「今帰仁村課設置条例施行規則」を改正して、各課の業務に「課内の業務改善」を盛り込んで、それぞれの課でも日々業務改善に取り組むこととしております。

また、行政を運営するのは一人一人の職員であり、その資質向上が行政改革にもつながっていくとの考えから、今年度は、従来以上に庁内研修、庁外研修等にも力を入れてきたところです。

結果的に、行財政改革協議会ワーキングチームについては、まだ開催できておりませんが、年明けなるべく早く稼働させるつもりです。今後、本年度進めてきた業務改善、人材育成の蓄積を土台に、行財政改革に取り組んでまいります。

質問事項3. ふるさと納税について、お答えします。

ふるさと起業家支援プロジェクトは、総務省が平成30年度から行う予定とされている事業で、地方公共団体が、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家を見つけ、それに共感する方々から募ったふるさと納税を活用して起業家に補助を行うと、総務省が地方公共団体に対して、一定の範囲で特別交付税措置により支援を行う仕組みと理解しております。

今後、国の支援内容の動向を注視しつつ検討してまいります。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 再質問してまいりたいと思います。

質問事項1. 旧古宇利小中学校跡地利用についてですね、これはまた同僚議員からも質問がありましたので、大まかな内容は大体理解をしておりますが、まず今回審議会、古宇利選定委員会の前に約2年半ほど、審議会が開かれて、しっかりと吟味した後、答申もいただいていると思います。その中で、雇用が生まれ、経済振興が活性化し、村にとって成長のエンジンにしてほしいといった内容が盛り込まれているということでもあります。これは本当にしっかりとそのすばらしい跡地でありますので、そこをしっかりと活用して、村のエンジンとまでいうほど、やはり魅力的な土地だということは認識しておりますけれども、それを受けて今回4月から、プロポーザルにおいて公募しております。事業者が決まりました。その決まった事業者においては、今帰仁村に住所を有する法人ということもありまして、法人税等ですね、自主財源の上からでもやはりすばらしいことだとうれしく思います。相手が本当に海外にも進出しているようなリゾートウェディング会社が相手だったということも聞いておりますが、その中をしっかりとそういう村内の事業者が勝ち取っていただいたのは、すごくうれしいことだと思っております。それにおきまして、プロポーザルのほうを、ちょっと確認したいんですが、きのう同僚議員からもありましたが、プロポーザル4の9古宇利の120、121番地は個人筆であり、公募対象地ではありませんと。まだしっかり村のものとして取得はできていないという、きのうの課長からの答弁でもありました。

今、前向きに進めるように鋭意努力していると。ただやはり相手がいることですので、いつごろ決着するかはわかりませんということでありました。それを受けて、このプロポーザルを開始をした時期について、これ個人筆も鋭意努力していたと思いますけれども、それを取得してからのプロポーザルの募集の時期のほうが、よりスムーズであったのかと考えるんですが、その辺見解を伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの2番上原祐希議員の質問について、説明します。

議員おっしゃっているように、経緯としては2年半も審議をしてきているということですね。あとこの閉校になった後でも、ずっと議員から今帰仁村にとってあの土地はすばらしい土地である。閉校して後も2年半ずっと置かれていた土地になっている状況がありまして、答申を受けた審議会の方々からも、速やかにやるべきだろうという答申もありまして、確かに議員が今おっしゃっているとおり、2筆まだあるという懸念もありましたけど、やはり迅速にして、早目にこの効果、あと地元での地域の活性化に結びつくということで、進めたほうがいいという考えで、公募のときも隠さずに2筆は購入地があるんだと。場合によっては、そうすることによって、いろんな提案が出てくるということもありまして、進めていた状況でもう少しおくれていたほうがいいのかというご意見でしたけれども、事務方としてはいや、決してそうではないと考えています。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 確かに3年、4年とあれだけすばらしい土地をそのまま放っておくことは、村にとってもすごくマイナスな面でありますし、早期で進めるためにも進めてきたということは理解いたしました。その中で今回、コルディオが決まりましたけれども、企画書の中でマスタースケジュール等も

しっかり添付しております。これを確認してみますと、平成31年の7月ですね。グランドオープンに向けてしっかりやっていきたいという内容であります。その中でことしの9月ごろまでには、多分契約を締結して、11月ごろからは開発許可申請に移りたいというタイムスケジュールであったと思いますけれども、既に12月であります。その辺今、相手方とどのような形で今進めているのか、伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの質問について、説明いたします。

おとといですか、同僚議員からも経緯については、調整をしながら進めていると、村長のほうからも答弁がありましたけれども、これまで9月から四、五回相手方と調整を進めています。その中では土地の交渉の状況の共有だけではなくて、その中で景観条例の関係の話とか、あとは契約に向けてのそれぞれの意見を出し合いながら、調整を進めている段階で、また覚書等も交わしていこうと。そういうのを何度か調整している状況でありまして、次回はある程度、定期事業予定というんですか、そういったものの案もお互い持ち寄って調整をしていこうという形になっております。だから事務方としては、当初提案のほうは議員がおっしゃったように、行程がそういう形になっていきますけれども、これが締結した後、この開発申請云々、彼らが提案した規模を考えますと、そういった1年半、建設を1年こう着手までの、ものによっては3年から4年、3年でめどがつくかもしれませんけれども、その長い工程の中では今の段階では、その辺事務方として極端におくれているという感触は持っていません。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今ですね、まだ契約には至っていないと、いろいろと綿密に契約に向けて手続を踏んでいるということでありましたが、これはきのう同僚議員からもあったんですけれども、うまくお互いしっかりと協議をしながら進めているということではありますが、これもしものことを考えた場合に、やはり事業者としては、平成31年7月までにオープンしたいんですけども、多分絶対できないと思います。今のままだとですね。そうやって、契約に向けても今、想定よりも大分おくれてきている部分に対して、企業側が想定ですよ。やはり不服というか、抗議されてもおかしくないことになる可能性もあると思います。やはり公募されて選定されたのに、いざ契約したくても、土地ももちろん村のものとしてまだなっていないので、もちろん開発許可申請とか、もろもろ進められないといった状況になった場合に、これはなかなか今後の、例えば公募プロポーザル等を考えたときに、この辺は十分懸念する部分なのかと私としては思ったので、この辺を確認させていただきました。

もちろん、当局がおっしゃることも重々承知しているんですけれども、そういうふうなことも今後、こういう募集等を行う際に、しっかりと進められる状況を、本村で整備してから進めていかないと、もしかしたらトラブルになる可能性もあると思いますので、今後ですね、ちょっと気をつけたほうがいいのではないかと思います。今回、この質問をさせていただいております。

続きまして、このプロポーザルの中で、30年を供するというものでありますけれども、これは税法上、この建物の償却期間、鉄筋コンクリートでありますよね。この今事業をやっているのは、申請されている、予定されているのはですね。これ税法上、47年の償却期間であります。これは単純に17年ですね。経営的に言いますと赤字のものになってくる可能性があるんです。そういうふうなこのプロポーザルというのを

30年とした根拠ですね。前に伺っていましたが、「50年だとちょっと長いから」という答弁だったので、この辺明確に。やはりこういう税法上も、鉄筋コンクリートでも47年ですよというものが示されている中で、30年にした理由として、もうちょっと、しっかりとした根拠があるのかどうか、伺いたと思います。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの質問について、説明いたします。

公募する段階では、いろんな事業者が想定されていまして、おとといも同僚議員にも説明したんですけども、耐用年数に関しましては、極端な話をしますと、鉄骨であれば19年もあり得るし、この種類によっては23年、34年、一番長いのが今47年ですね。そういったものの中で、我々としてはやはりこう伺っていますか。大事な土地でありますし、村にとってもですね。最長で49年というのもやはり何年かの中には、再度事業者と、我々貸す側との調整、協議、そういったのもワンポイント置いたほうがいいだろうという形で、その時点では30年という期限を打ったのが現状であります。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ただいまの答弁でいろんな事業体も来ることも想定されますし、その辺を加味して、まずは30年と打ったということでありました。いろいろな業態が、例えばホテルにしろ、観光施設なので、ホテルも来ることも十分可能性としてあったと思いますし、あれだけの一等地で鉄筋コンクリート造以外の建物をつくることを想定されないと。もし、ホテルが建つ場合ですよ。そうすると、絶対的に魅力的なものがないことは目に見えていますので、そういうことを幅広く想定するにあたって、やはり鉄筋コンクリートの47年というものが既にありますので、基準として。それはやはり最初から幅広く想定するのであれば、そこも加味して、プロポーザルのこの30年というのは、もうちょっと吟味する必要があったのではないかと、私は考えております。

金武町とか、その他の自治体のプロポーザルを確認してみますと、2年間の開発プラス1年間の退去以外のこの間の事業期間ですね。そこは事業者にお任せしているんですよ、プロポーザルの中で。これはもう事業者の計画にお任せしているというプロポーザルが、ほぼ大体、そういう感じなんですね。ほぼ区切っていないんです。その辺を今後、プロポーザル等を進めていく中で、もしかしたら今後も観光ホテルが、もしかしたらホテル等も建つ可能性もあると想定した場合に、その辺も加味してやっていったほうがいいかと思いますが、その辺の見解を伺います。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 今の上原祐希議員の質問に対して、ご説明いたします。

30年にした経緯といたしましては、先ほどからご説明しているとおりですけれども、どういった事業者が来るかわからなかったということもありますので、最初からその古宇利島の大事な1等地をその業者に「50年お貸しします」という約束をするのは、なかなかちょっと、そこまで踏ん切れなかったというところがあったのかと思っておりますが、いずれにしても、今回いただきました提案と地権もふまえても今後、村として新しいプロポーザルなどをやることになりましたら、そのときはまた参考にしながら、期間を設定するようにしていきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 あのですね、今ありましたとおり、やはりいろんな業者が来るのであれば、その業者に対応できるような、本来やはり年数を設定するべきだと私は思います。30年にしてしまうと、やはり初期投資が絶対的に企業として、なかなか難しい部分が出てくると思います。47年の耐用年数のものを建てるものに対して、契約は30年しかされていない。そうすると、企業として17年の赤字というか、建物の償却期間の赤字が出てくる中で、今この計画書を見たら12億4,000万円近くの事業規模で投資をしようとしている事業者でありますけれども、なかなかそこに踏み切れない躊躇してしまう原因の一つにもなってくると思いますので、やはりこの企業、せつかく一等地を村に住所を置く企業がしっかりと、投資をしていいものを建てたいということを行っている以上、やはりこの企業が最初から、しっかりと投資できる契約というものが無いと、はっきり言ってこれ銀行からの融資も含めて、難しいものになってくると思いますけれども、その辺どうお考えか伺います。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 上原祐希議員の質問に対して、お答えいたします。

せんだって、5番與那勝治議員からも同様の質問があったと思います。プロポーザルをやる時点では、30年ということで、現在村が今、買収交渉を進めている2筆についてはきちんと条件を付して公募しております。そしてそれに対して応募をして、その中で跡地利用審議会のほうで、選定されているわけです。その時点は事業者もこれを理解をして公募して選定されたと思います。契約の段階で、こういう用地の問題、用地についても現在は私有地ですが、今交渉を進めています。そして買い上げ、努力していますけれども、買い上げできない可能性もあるということも踏まえて公募しています。それに対して応募して決定しているわけです。現実にこの決定した事業者ですね。私もこの決定したときに、ほかのプロポーザル、応募者に比べて、非常に事業スピードが速いと、しかも地元企業ということで、非常に喜んでいましたけれども、契約の段階で先ほどからありますように、ホテル等だったら47年ですか。これ銀行から融資する場合には、当然そういう注文もつくと思います。これも理解しております。じゃあ今後どのように早くこの事業決定した事業者が進められるかということが大事だと思います。

そして一つ用地の件については、與那議員の質問にも答えたとはいえませんが、はっきり申し上げましてこの用地の決定のおくれについては、村の認識不足というか、所管している教育委員会とそれから村長部局等の認識不足もありました。どういうことかと申しますと、当初この相続人ですね。7名いらっしゃいますけれども、私も直接、長男の方にもこの相続を任されている県外にいる方にも直接電話をして、協力依頼をしましたけれども、非常に好意的でやりました。しかしその時点では、この用地を村が買ったときに、相手に対して税金が出るということは想定していないし、また説明していないんです。ここは、最終的には村長の認識不足というか、あるいは担当を含めてこのなさが用地の買収がおくれております。なぜかと言いますと、税金を持ってまで村に協力をして売るといふ方はかなり、よほど理解がないと、と思います。それが全てこの相続人の印鑑証明とかをとって、この代表の方が県外から来て、私も直接会って、鑑定もさせてありましたので、最終鑑定価格も伝えて、これでスムーズにいくだろうと思っていましたけれども、どうも少し引かかるものがあつたものですから、担当課、それから企画の担当課に確認を

させたら、はっきり申し上げまして、税務署に直接、確認しました。確認というか、お伺いですね。そしてやはり、この学校が廃校にならないうちだったら、学校用地運動場として、村が公共用地として購入する場合は、非課税だけれども、廃校された後は、公共用地でもないのだから課税対象ということで、おおむね譲渡税、それから村県民税いろいろ入れたら30%ぐらい。そのことをはっきりこの代表者の方に私も直接、古宇利でお会いをして、担当課長も一緒にですね。説明不足もおわびして申し上げました。そして協力するつもりで全て条件を整えていたんですが、この税金が出るということについては、もっと評価を上げてくれないかと言いましたけれども、鑑定してじきだったのだから、鑑定価格以上はちょっと表示できませんということで、その後しばらく検討しましょうということで、その後出てきたのが、この間答弁しましたように、代替地ですね。これについては、非常に可能性があると思いますので、早く進めていきたいと思っています。

あと1筆については、答弁しましたように、直接の相続人がいませんので、今、姪っ子を法定相続人として裁判所の許可をもらってやれば、土地の問題については、前進するのかと期待しております。そしてこの事業主から、代表の方から聞きましたら、この私有地も入れて一応は図面を書いてあるということでお伺いしました。そしてこの古宇利区から、長年地元で親しんできた学校がなくなるわけですから、地元の方々も何かに利用できるような施設にしてもらいたいという要望もあったので、今、村が買い上げを交渉している敷地に、その古宇利の地域の人たちの交流できるような施設も考えているということだったので、やはりこの問題が解決しないと、まだ図面の大幅見直しもあるのでということで、お困っている一因だと思います。

もう一つは、30年の問題ですけれども、これについてもちょっと内部ですね、村長部局含めて、教育委員会との連携不足もあったと思いますけれども、この答申はホテルに特化したものでということで、答申にうたわれているわけです。ですから私も当然、ホテル等ということで理解しておりましたので、細かい30年のプロポーザルについても、議論はありましたけれども、そこら辺まで事業者が思うのと、村が考えている30年ぐらいにして、また契約の段階で「30年すれば更新も可能です」という契約を入れれば、と思ってこの30年については、担当課長、副村長も答弁しているわけですけれども、用地の交渉の件については、早目に村が買い上げできるように進めていきたいと思いますが、この30年の土地の賃貸については、プロポーザルで30年ということであらうと、ほかの企業もそれを見て知っておりますので、この契約の段階で、事業者からの要望が、プロポーザルの30年と違うけれども、契約書の中に30年後、再更新をしてということが可能なのか。それからまたこの30年そのもののプロポーザルで応募したものの延長が、可能かどうかということを取り急ぎ、このプロポーザルの内容、それからこの契約書の中に30年後更新をして、「あと20年貸します」ということが可能かどうか、ちょっと専門の方々とも意見も聞きながら、早目に土地の問題、この年数の問題も内部で方針を決めて、早く事業者と契約を結べてこの事業が一日も早くできるように、村長としても最大努力していきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 契約等の中で更新とか、いろいろと事業者とすり合わせてできるのかやってみようということでありましたけれども、これは借地借家法の23条の事業用定期借地権の件で契約するとう

たっていますけれども、これですね、事業用定期借地権であれば10年以上50年未満ですね。これ契約方法の中に3つの特約を定めないと、普通借地権になってしまいますよ。というものであります。

これなぜ事業用定期借地権に、絶対したほうがいいんですけれども、やはりこれは貸したほうがしっかりと貸したほうに有利な制度であります。これの中で、3つの契約方法、特約を定めないといけない。の中に、一つが契約の更新による存続期間の延長がないことをうたわなければいけないんです。建物の築造による存続期間の延長がないこと。建物の買い取り請求をしないことというものを特約として付さないと、事業用定期借地権として契約されないものになっております。それを考えても、やはり最初から契約の段階で30年というものになっていますので、なかなかその契約の中で更新とか、そういったものを付してやることができるのかどうかと、私は思っているんですけれども、この辺の見解を伺います。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 2番上原祐希議員の質問に説明いたします。

そういった面も含めまして、弁護士とも相談をしながら、今も先方の事業者とも相談をしながら、一番いい方法を考えていきたいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ぜひですね、これはやはり事業用定期借地権になぜしたほうがいいのかというのは、もちろん、よくわかっていると思いますけれども、やはりこれは公正証書にてしっかりと契約していきますので、やはりいざという事業者側がもしもの場合にも、強制執行認諾条項というのも定めておけば、裁判をしないでも強制執行とか、村としてできるわけです。それってものすごくやはり今後の長い期間を考えても、絶対的に必要な契約だと思っておりますので、事業用定期借地権に対応できるように契約をしていただけたらと思っております。その辺の見解ですね、また改めて伺いたいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 2番上原祐希議員の質問に対して、ご説明いたします。

今、議員がおっしゃられた提案も含めまして、さまざまに検討させていただいて、結論を出していきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ぜひですね、やはりこの30年というのは、やはり本当に企業側が投資、本当にこれは世界オンリーワンのホテルをつくりたいということで事業計画にも書いていますけれども、それぐらいの思いを持って、企業はしっかりと投資をしたいと、いいものをつくりたいという思いでありますので、それをやはり村の土地を活用してやってもらう以上、村はこの事業者に対して全力でバックアップする義務というのはあると思っておりますので、その辺ですね。やはり半端なものを30年という中で、じゃあそれにこだわって、それなりのものをつくられて、というよりもですね最初からいいものをしっかりとつくってもらったほうが、村にとっても絶対的にいいことだと思っておりますので、その辺も踏まえて、前向きにやっていってもらえたらと思っております。

続きまして、景観条例にも触れてくるというか、その辺の事業者との話も出ているということでありまして、その辺今、確認したいと思っております。どういう話なのかですね。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 2番上原祐希議員の質問に対して、ご説明いたします。

現在、プロポーザルに対して、先方が応募してきた最終提案の内容については、景観条例に違反するところは全くありませんので、このまま進めれば大丈夫なんですけれども、事業者側からその経済効果とか、雇用人数とか、もちろんむしろ利益とかも考えたら、もう少し、ホテルを高くしたほうが、室数をふやせばそれだけ収益が上がるようになるんですけれども、そういうことはできるんでしょうかといったような相談はありましたので、それについてももし景観条例以上のものを建てようとする、それは景観委員会にかけないといけないので、それ相応の手続をやっていかないとけないということで、「またさらに時間がかかる可能性がありますよ」という話はしております。ただ、工夫をすれば今2階建てになっているのを、3階建てにするぐらいまでだったら、要するに高ささえ守ってもらえればいいので、そういうことはできるんじゃないかといったような話は、今しているところではあります。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 大体、今の説明で理解できました。きのうもまた同僚議員が景観条例についてもちょうど話をしていたんですが、これはこの地域は重点地域になりますでしょうか、伺います。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 2番上原祐希議員の質問について、説明いたします。

この地域は一応、重点地域になっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 重点地域であれば、8メートルというたしか制限だと思いますけれども、これは事業者としては、やはり事業を運営するにあたって、それは客室は多いほうがやはりいいんですよね。きのう同僚議員も言っていましたけれども、やはりそこが事業者の変な話、足を引っ張るではないんですけれども、という懸念されている部分もあるのも認識しております。でもやはり村としては、自然景観もしっかり守りながらやっていきたいということで、この条例を付したというのは理解しているんですけれども、たしか梯梧荘の跡地でオリオンビールが一時期、いろいろと進めている段階で、景観委員会まで開催し、景観委員会でもオーケーが出て、字としてもオーケーが出た事例がありますけれども、それ期間的にどれぐらいでできたのか、伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について、説明いたします。

ちょっと、定かではないんですが、半年から1年以内では、結果が出たかと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 大体、半年から1年ほどだったと認識しました。そこは確かに上司からの見てもかかってくるころなので、やはりハードルは高かったと認識しております。今回は古宇利という地域で、今回このイメージパースも確認しても、やはり琉球ヴィラとうたっているだけあって、赤瓦で景観も琉球石灰岩等を活用しながら、すごくマッチしたものになると思いますけれども、その辺、例えばやはり十二、三メートル、4階建てとか、5階建てというものをもし求めてきた場合に、やはり村として

景観委員会等をもたないといけないと思いますけれども、この辺ですね。クリアしていけるかどうかも含めて、この古宇利という土地上、今、答えられる範囲で見解を伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質問について、説明いたします。

先ほど、副村長からの答弁あったように、現段階ではクリアしていきまして、景観条例上、問題なく進んでおります。今2番議員の質問にあったように、12メートル、13メートル上がると、景観委員会を開催しないといけなくなる状況であります。それはできるかできないかは、ちょっとすぐは答弁は難しいんですが、この辺はまた景観委員会で情報交換しながら、検討していきたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ぜひですね。まだ今、土地の件もうちょっとかかりますよということでもありますので、それも並行して、できる限り事業者が可能性が見出せるものをやっていただけたらと思っております。ここの地域ですね。古宇利小学校跡地ということで120数年ぐらいの古宇利の歴史があると思いますけれども、やはり地元民の愛着もあると思います。それに対して、多分村からもいろいろと要請というか、記念碑はどうしてくれ、こうしてくれという要請とかもあると思いますけれども、この辺もしっかりと踏まえた上で、契約に向けて進んでいってもらえたらと思っているんですけれども。

すみません、もう一つ、この選定委員会の中でこの事業用定期借地権をやりますよという中で、契約の中で転売についての条項も触れている内容があります。もし転売をさせませんという条件をつけると、もしこの事業者が経営が悪化をして、傾いて運営できないとなったときに、ずっと閉めざるを得ない状況も想定されるというふうに、瀬底島みたいな形ですね、会議録の中にもあるんですけれども、この辺そうなると、とても困ると思いますけれども、そういう縛りをつけるお考えがあるのか。

またはつけないのであれば、やはりこの委員の中での話ですが、海外の外資系が今どんどん入ってきています。外資に転売されると、なかなか管理もしづらいと懸念される部分もあると思いますけれども、この辺も想定した上での契約になると思いますが、その辺は今、村としてどのような想定をお考えか伺います。

○ 東恩納寛政 議長 中原茂仁副村長。

○ 中原茂仁 副村長 2番上原祐希議員の質問に対して、ご説明いたします。

そういった面もあります、転売を禁止すれば、それだけ万が一のときにそのままこう誰もそれを引き継ぐ人がいなくなってしまう。一方で転売をオーケーすれば、逆にどこに転売されるかわからないという兼ね合いもありますので、それも踏まえまして、一番いい形でどのような規定にして、契約規定にするのが一番いいのかというのをよく考えて、進めていきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時57分)

午 後

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

午前に引き続き、2番上原祐希議員の発言を許します。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 再質問をしてみたいです。

1番の旧古宇利小学校跡地利用の件ですが、これは事業用定期借地権ですね。更新はできないんですけれども、再契約はできるんですよ。なので、30年後に再契約ということも可能だとは思いますが、やはりそうすると、先ほど申しあげましたように事業者側の投資的な部分で、やはり壁があるという部分もしっかりと考慮していただいて取り組んでいただきたいと思います。

やはり古宇利区民が120数年も使った大事な土地を使わせていただくわけですから。あそこは村にとってももちろんですけども、県にとっても重要な観光拠点となっております。そこに村有地を活用して、今回村内に会社を有する企業が「しっかりと、すばらしいホテルを建てます」というふうに言って、立派なものを書いて、いいものをつくっていきますという決意のもとに頑張っているわけですから、それはやはりその土地を活用してもらい、村としては、やはりこの企業としっかりと寄り添って、企業がしっかりといいものをつくって、しっかりといい経営ができる環境整備というのを、村はやはりしっかりとバックアップしていかないといけない義務があると思いますので、その辺しっかりと行っていただきたいと思います。これはもうホテル等誘致も村長は掲げておりますので、改めて最後に、村長の見解を伺って、次の質問に入ります。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 上原祐希議員の質問にお答えします。

午前の質問でもお答えしたとおり、これは村の非常に重要な財産であり、また先ほど質問がありましたように、古宇利区民にとっては130年来の学校が生徒減に伴う廃校になったわけで、この答申の中でも、私は目を通したんですけども、用地については、売却はしないでもらいたいという古宇利区の強い要望もあって、賃貸するということになっております。そういう思いで、先ほど答弁しましたように、プロポーザルで30年という期限を切って、やっておりますので、質問の趣旨も踏まえて、今後弁護士それから公証人役場といろいろ情報を収集しながら、できるだけ早目に村としての最終結論を出して事業者と協議をして、合意を得られてこの事業が一日も早くできるように、村長としても最大限努力していきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ぜひですね、賃料、固定資産また法人税等、自主財源、数千万円規模で入ってくることだと思いますので、その辺は村にとっても大変ありがたいことだと思いますので、ぜひ頑張っていたらと思っております。

続きまして、行財政改革について、質問させていただきます。これは去る6月定例会でも一般質問をさせていただきましたので、そのときの答弁をもとにまた、質疑をさせていただきたいと思っておりますけれども、これはやはり昨年8月の職員アンケート等を見ましても、やはり今の職員に対する職場の環境が、改善しないといけないのではないかという思いのもと、質問させていただきまして、平成17年から平成21年にかけて、今帰仁村の行財政改革集中改革プランにのっとり、150名から120名という定員削減、今は126名にはなっていますけれども。の中でやはり人員配置を含め、各担当の事務のバランスとか、いろいろな部分でアンケートを見てみると、問題が出てきているのではないかとということで質問させていただきましたけれども、そのときに、総務課長のほうが、バランス等について、職員個々のほうからいろいろとごさい

ますと。それについて、昨年の財政改革の中で、各課ごとの要望提案事項等も含めて、拝聴はしております。

それを具体的に今、分析をして協議をしたことはございませんけれども、となっているんですが、その各課ごとに要望等、拝聴した結果を今、分析をして今後どういうふうにしていくかという方向づけですね。その辺はなされているのかどうか。お伺いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 2番上原祐希議員の質問について、説明いたします。

各課から昨年の行財政、職員のアンケート調査の結果の後に、各課から要望等をいただいております。その中について、少しまた各課に全体で協議するよりかはということで、ことし答弁書にあるとおり、4月1日から、各課のほうでまずは各課の業務の棚卸しをやったらどうかという観点から、課設置条例施行規則を改正しまして、各課のほうに課内の業務の事務改善を図る業務分掌を位置づけております。その中で進めていこうということでもありますけれども、今回の人事異動の方針で示している本来、行政事務の中で行うべき事務以外の業務ですね。例えば体育協会の事務であるとか、村まつりの事務とか、それから桜まつり等を踏まえて、そういった事務の一元化とか、あとは税務行政の分野でも同じ徴収部門の中でも、各課分かれてやっている業務も一元化できないかとか、そういったものの整理をしていく中で、平成30年の移行に向けて期間、電算の期間の見直しもある中ですので、その辺に向けての対策をしていこうということで、課内での業務検討をしていけるように準備しているところです。

今、総務課のほうでは、このような中でそういった棚卸しの業務をしていく中で、各課の業務のあり方、施設を民間委託にすべきか。それはどうすべきかでも、調書の提案書を今準備をして、年明け早々に各課に配付をして、それをとりまとめていこうということで、準備しているところです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今、課長ごとに棚卸しをしながら、次年度以降、こういった形が望ましいのかということで、今進めているということでもあります。これですね、各課の中で、やはり棚卸しというのは業務の見直しという部分になりますけれども、その中でももしかしたら今までやってきたけれども、今後これ継続しないでもいいんじゃないのという事業などが出た場合に、それは切って、業務の量を圧縮していく方向性を持つての形になるのでしょうか、伺います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質問について、説明いたします。

各課から上がってきました事務事業の改善提案書につきましては、その中で、現状の問題点の課題を出していただきまして、その中で現在の問題点に対する提案書、提案をどのようにしたいと、それをかえていった場合、もし議員が質問されたように、やめた場合に、村民への影響はどうであるとかも含めて、その場合について、行政改革の検討委員会であるとかの中で、検討委員会もしくははじかに使用料とか、村民の生活等にも影響する部分につきましては、審議委員会を開くなどして、判断していきたいと考えているところです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** ぜひですね、やはり今の業務を、やはり一から見直して、どう効率化を図っていくかというのは、やはりすごく重要な部分だと思いますので、やっていただけたらと思います。また、この事務以外の先ほどのまつりとか、いろんな部門の本当に数多く抱えております。その辺は今また、来年度以降ですね。どう見直してということですが、これ例えば今、事務局が「今帰仁村」になっていますけれども、それを例えば「観光協会」とか、ほかのところに割り振りながら進めていくことも検討していく予定ですか。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** ただいまの質問について、説明いたします。

例えば、まつりの実行委員会の事務であるとか、につきましては、果たして他団体で可能かどうか。もしくは個々の事業の必要性を含めて、検討していく課題ではないかと思っております。

今までやってきた事業がいきなりなくなるということは、非常に厳しいものも、村民として難しい面も、楽しめたのにという部分もあるかもしれないんですけども、行政としては果たして、事務負担含めて、財政的な今、一括交付金事業で担っている部分もありますので、その辺、全体的なものを見ながら、事務局に移管、もしくは事業の見直し等も含めて、検討していければと考えております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** 大体理解いたしました。

まだですね、ワーキングチームは、編成はやはり次にということになります。結構、前の6月には早いうちということだったんですが、もう総務課長、あと3カ月しかありませんので、ぜひできる限り、在任中でできる限りのことをやっていただけたらと思います。やはりこの質問をするにあたって、いろいろな事例も各市町村の事例も見てみました。研究報告とかもいろいろとなされているんですが、やはりどこもこの三位一体改革以降、人員削減で苦しんでいる現状というのは、どこも一緒だと思っております。その中で今、実際に村内でも村の職員でも休職者が出ている状況ではありますが、その辺、休職者が出た場合に、休職している方の持っていた業務は、どういうふうな振り分けになっているのか。例えば、臨時を雇っても、多分職員の仕事は多分できないと思いますので、それはまた次のほかの誰かが業務を担っていくのかどうか、ちょっと確認したいと思っております。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** ただいまの質問について、説明いたします。

もし休職が出た部署につきましては、最長で介護休暇等にであれば、あらかじめ3カ年と規定を設けて、休暇をとられている部署につきましては、職員と同様な決裁、事務決裁の権限を持っている任期づけ採用での対応を水道課で一人やっているところでございます。

あと1年とか、産休の補充につきましては、臨時職員の対応ということでやっております。その辺につきましては、職員にも多少、負担は課の中で多少は負担はあるかとは思いますが、臨時職員の対応や全体でカバーし合っているところです。その件を含めて、チームで仕事ができる体制づくりも話を終えている内容であります。県とか隣町、本部町でやっている班制度の導入とかを含めて今、検討を進めているところです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 これはやはり今、体調ですね。精神的にまいってしまって、今休職している方も数名出ている中で、やはりこれはすごく大きな問題だと思います。その人の分の仕事をまた今の話だと、ほかの職員がカバーしなければいけない状況もあると、そうするとやはりただでさえ忙しい職員がさらに仕事量がふえると、すごく悪循環だと思います。やはりそうすると、どんどんやはり職場というか、仕事量がふえて、いい方向にはとてもじゃないけどいかないと思いますので、今いうチーム編成をしてチームで解決していくという形、今いろいろと職員に聞いてもこの人の仕事量が多いんだけど、その仕事をほかの人がカバーできる形ではないので、なかなか難しいところがあるというところもあると聞いたことがありますので、その辺はやはりこのチームで解決していくという形であれば、個人の負担はどんどん減っていくと思いますし、大変いい方向に行くのかと思っているんですが、今帰仁村の職員、安全衛生管理規則がありますね。その5条の2項(1)職員の危険または健康障害を防止するための措置に関することであるんですが、これはメンタルヘルス等を含めて、今、村としてどのように対策をとっているんですか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時45分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時45分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質問について、説明いたします。

メンタルヘルスの対応として、現在行なっていることとしましては、ストレスチェックを今、各全職員にお配りして、今の状態を聴取しているところです。これにつきましては、北部地区医師会病院のほうに委託契約をして分析等をしていただくということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 医師会のほうにストレスチェックを行ってありますということでありまして。この場合、例えばやはりストレスの度合いが高いという診断を受けた場合、何かしらちゃんとかうケアというか、そういうのも含めて、今のこの医師会との契約の中でもあるかどうか、医師会等でなくてもいいのですが、そのほかにもあるのかどうか伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質問について、説明いたします。

まずストレスチェックのシートの結果につきましては、分析の結果につきましては、医師会のほうから個人もしくは管理者のほうに通知がいきます。その後で個人面談とか、今後の環境要因とか含めて、働いている環境要因とか、さまざまな要素があるかと思っておりますので、その辺を改革をしながら沖縄県精神福祉協会のほうと契約をして、昨年も個人面談を行いながら実施しているところです。今年度もその方向で個人面談を含めて、問題の解決に、職場環境の改善に努めていきたいと考えているところです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 答弁書の中で、副村長に出向していただいて、今事務の処理の進め方等ですね、効率化を進めているということでありまして。やはりそういう仕事の効率性というのは、やはり仕事の

スピードも変わってきますし、まず一番大事な部分だと思っておりますので、そこにこの副村長が今、来ていただいているのはすごく力強いなと思っておりますけれども、今回この庁外研修等も積極的に力を入れてきたということでもありますけれども、ほかの事例とかを見ますと、やはり行きたくてもなかなか業務的に行けないとか、事例等を見たりするんですけども、今帰仁村の場合は結構、そういうのは行きたい方がいればどんどん行かされるのか。何かこのどういうふうな形で、こういうものを進めているのか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質問について、説明いたします。

職員の研修につきましては那覇市にあります職員研修センターのほうとの連携をもつての研修等、それから市町村アカデミー等ですね。それから今年度から副村長のほうに公文書の書き方研修、さらに今月に18日、19日ですか。その中では、仕事のやり方といいますか。仕事の進め方の研修を含めて、今回やる予定になっています。

それから11月9日、10日にかけては、琉大のほうと連携を持って行政事務職員の総合的情報発信力を鍛える研修ということで、若手の職員を中心に行っているところであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 そういう研修も今、しっかりと充実してやっているということでもありますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。やはり私は何度も前回から言っているんですけども、やはり業務バランス等を各課、各係、各担当とか、そのバランスもやはり見直さないといけないところもあると思っておりますし、そういうものを今、全庁的にいろんな方向から今は見直しているということでもありますので、すごくうれしく思いますが、やはりこの職員の環境整備、働きやすい環境づくりというのは、やはり前にも言いましたけれども、住民サービス、村民のサービス向上にもつながっていく部分でありますので、ぜひしっかりと進めていただけたらと思っております。

それをやはり改めてワーキングチーム等を係長を中心とした、そういう中でしっかりと見直して、来年度以降、さらにいい人事等を含めて、いい形で改革に向かってやっていただけたらと思っておりますが、その中でちょっと確認したいんですけども、私は総合戦略とか、企業版ふるさと納税とか、自主財源が乏しい本村において、外から、どう事業を引っ張ってくるかという人員配置ですね。今その部分がいろいろとその辺の一般質問をしても、それをなかなか事業計画等を推進して変えていく人員がいらないんだということが多々、答弁の中でもありましたので、その辺の人員の配置等をしっかりと行って、やはりどううまくお金を引っ張ってくるかという、かなり人員の配置は絶対的に必要だと考えているんですが、その辺は今どのような考えを持っているか伺います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質問について、説明いたします。

まずは今の村の組織内の業務のあり方につきましては、同じ業務を2つの課に分かれて進めている業務の経緯があります。朝の島袋議員のほうから質問のあった村営住宅には、計画は総務課、実施に含めるとはまた建設課、そういった業務が一元化していない業務があります。例えばまた総務課内でも今、交通安全は行政係、あと防犯はまた別の担当がやっているという関係から、同じ類似の業務は一元化に持って

いって、スムーズな流れ、業務の流れの中で進めていければと、企画財政課のほうにいきますと、公共施設の管理と財政と地方創生等をやっておりますし、まず地方創生の中でもまた定住に関する流れについては、また総務課の住宅担当が担っている状況がありますので、その辺の業務の整理統合は今後必要かなど。そういった中で企画部門の強化は議員提案どおり、必要かなど考えておりますので、その辺を含めて、次年度以降、調整できればと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 次年度以降ですね、そういう人員の配置は必要だという話であります。その辺は今の職員から充てるのか。それとも外部からやはり嘱託で、やはりそういうのに慣れている職員の方で、多分いると思いますけれども、そういう方たちも含めて検討しているのか。お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時54分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時54分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質問について、説明いたします。

新たなメニュー、補助金メニューとか、新たな事業の申請等を含めて、やられたその事業企画、提案に慣れた職員の配置についても、今検討しているところでございます。またその中でも今、内閣府のほうから副村長いらしていますので、そのあたりも内部的にも現在のところは、新たなメニューとか、現在の事業の無駄の省きとか、省略とかいろいろと前向きに進めていく方向で進めているところです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 やはり副村長もやはりその辺、国から来ている強みもありますので、ぜひですね。やはりこの企画、提案し、しっかりとこの補助を村として活用していけるという、取り組んでいけるように仕組みづくりというのが、本村にとっても今後重要になってくると思います。

続きまして、質問3に移りたいと思います。

これは平成30年度から総務省のほうから示されているものでありますが、この辺やはり前回、村長も村民提案型の公募をして、いい事業は採択し、支持していきたいという旨の答弁だったので、これはすごくあてはまっているのかと思ひまして、今回質問させていただきました。

この辺やはり、商工会なり、いろいろと多団体とも連携をしながら進めていくと、これはものすごくいい事業ではないかと今、思っております。その辺、ビッグゲートとか、いろんな詳しいところもいると思いますので、その辺提言しながら前向きに取り組んでいただけるのかどうか、伺います。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 上原祐希議員の質問に、お答えいたします。

質問事項の3ですが、私はこのふるさと納税の寄附金などを活用して、提案型の村内の団体に提示していきたいということですが、その時点まではこの総務省の平成30年度からの事業があるということ、私もちょっと情報収集をしておりませんでしたので、今回の質問でこういう事業が、平成30年度からあるからということで、役場としても情報収集不足だと感じておりますけれども、非常にいい制度だと理解しておりますので、今帰仁村でも特に今農林水産物を中心にした加工業がないと。例えば特産品のマンゴーを

使ったジャムとか、いろんな要望も出ておりますので、ふるさと納税、沖縄でも一、二番で頑張っておりますので、ぜひこの事業を今帰仁村に適用できよう、情報収集し、具体的にどのようにすれば、この事業を今帰仁村に取り込めるのか。役場でもさらにこの事業内容を精査して、また商工会を含めて呼びかけをして、この事業が導入できるように取り組んでいきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時58分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時59分)

日程第2. 「議案第50号 今帰仁村給付型奨学金基金条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 議案第50号 今帰仁村給付型奨学金基金条例の制定について、質疑をいたします。

この条例の中のほうで、(設置)第1条で地域社会発展の人材育成に資するため、今帰仁村給付型奨学金基金を設置すると。2条で(基金の構成)として、基金は、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援条例に基づき、寄附金その他の資金をもって構成する。とあります。

(目的)として第3条で、基金は、本村出身の優秀な学生で、経済的理由により進学が困難な者に対し、経済的支援を図るため、給付型の奨学金を給付することを目的とする。ということで制定をするということとあります。私は3月と12月の定例会で給付型奨学金を村長に提案しましたがけれども、いよいよ創設をするということとあります。

この第7条に(委任)というのがあります。この条例に定めるもののほか、奨学金の給付並びに基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定めるということで、具体的なこの規則、規定か要綱か、それについてどのようなタイムスケジュールで制定をしていくか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時01分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時01分)

玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの吉田議員の質疑について、お答えします。

基金の管理及び運用に必要な事項というのは、施行規則になろうかと思いますが、せんだって、答弁を申し上げた中で、平成30年4月からの開始に向けて、遅滞なく進めるということですので、施行規則をしっかりとつくっていきます。その期限に関しましては、4月開始に向けて、支障のないところをしっかりと考えていきます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 これはなぜ、それをお聞きするかといいますと、12月も迫っています。それからこの合格通知が早く出る大学等があります。そういうことで準備を万全にさせていただいてやっていただきたいということとあります。

それでこの対象者について、改めて確認したいんですけども、専門学校あるいは専修学校、短期大学、それから4年生大学、あるいは大学院、それぞれこのような方々を対象とするのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 玉城 奎教育長。

○ **玉城 奎 教育長** 対象者についてでございますが、せんだっての質疑でも答弁申し上げたと思いますが、その対象に関しまして、施行規則にしっかり盛り込んでおります。盛り込んでいきます。そのせんだっての答弁で、「検討していきます」と。「検討していく」ということを申し上げたんですが、検討の中には入り口から出口まであります。もうすぐ施行規則は、例規審査委員会に提案できるような手はずで進めてもらいますので、そこをご理解ください。

○ **東恩納寛政 議長** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** ぜひ丁寧な審議をして、規則の制定をしていただきたいと思います。

それでこれがいよいよ制定され近々されますけれども、そのときにこれは一部の方々だけが知っているということではいけないので、広報なきじんとか、あるいはホームページとか、あるいは区長会なりにやるのか。それからそれ以外の周知徹底、啓蒙活動の予定についての現在の段階でよろしいですので、ご予定をお伺いします。

○ **東恩納寛政 議長** 田港朝津学校教育課長。

○ **田港朝津 学校教育課長** ただいまの6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

今後の予定としましては、周知の方法につきましては、村広報誌への掲載、それから今帰仁中学校を卒業された進学した高校への周知、それから区長会への周知などを考えております。

○ **東恩納寛政 議長** 5番與那勝治議員。

○ **5番 與那勝治 議員** 議案第50号について、質疑いたしたいと思います。

この今帰仁村給付型奨学金基金条例でありますけれども、たしか9番議員が鹿児島県長島町、井上副町長を中心とした「ブリ奨学金」ですか。この導入事例を参考に現地調査に基づいたのが提案のきっかけだったと記憶しております。この中に（目的）第3条の中に、経済的理由により、進学が困難な者に対し、経済的を支援を図るため、給付型の奨学金を給付することを目的とする。とあります。これは経済的に本当に困難な人に対して将来、夢を与えようとか、村民挙げて応援しようじゃないかということだと思えます。これ議案上程に至るまで、村当局もまた議員もいろいろと知恵を出し合いながら、時間を費やしてきました。そこを念頭に置いて質疑したいと思います。

第5条ですね。基金の運用から生ずる収益とあります。これはどういうことを想定しているのかですね。お伺いします。

○ **東恩納寛政 議長** 當山清巳企画財政課長。

○ **當山清巳 企画財政課長** ただいまの5番與那議員の質疑について、説明いたします。

第5条の収益というのは、基金をつくって基金を通帳に置いているときの利息ですね。そのことであります。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 議案第50号について、質疑いたします。

第3条の件で、先ほどもあったんですけれども、優秀な学生を経済的に支援する。と書かれていますが、これは選定、何名の予定であるのか、お伺いします。

それとさっきもあったんですけれども、収益は一般財源、歳入ですね、一般会計、歳入、歳出の予算に

計上してからということであるものだから、基金等の通知はつくるわけですね。この奨学金基金のこれに入った利息だけをまた、一般会計に極端に言えば何百円入れてから、また使うのかですね。これにはそういう管理もあるものだから、一般会計の歳入、歳出に計上してから基金に繰り入れると書かれていますので。それとこの第6条ですね、これ何かわかりにくくて、村長は財政上、必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用する。と書かれていますね。これはわかりやすくいうと、どういうことなんですか。ちょっと説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの1番與儀常次議員質疑について、お答えします。

この給付対象あるいは給付人数を決める際の選考委員の数のことだと思うんですが、数あるいはその人選についてだと思いますが、選考委員についての人数については、まだ確定はしておりません。ただし、これが確定されたときに村民の皆様が間違いなく納得する公正、公平な選考委員を構成して、臨みたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時11分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時11分)

當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの1番與儀議員の質疑について、説明します。

5条のこの決算時に利息があった分は、利息分は積み立てにして基金に戻すという、決算条例に出てくるちゃんと予算化をして、決算にあらわしていくというものです。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時12分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時13分)

當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 説明不足がありましたので、追加説明いたします。

6条についてですが、これはある程度の基金残が出たときに、発生するようなものと想定はしていますが、ある程度、我々村民で持っている基金、何個か持っているわけですが、ある程度の預金残がある場合、確実な方法を考えて会計管理者のほうで、今書かれているように振り替えの方法とか、そういうのを決めて運用する場合に適用する要綱になっております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 では2条の基金の構成について、お伺いしたいと思います。

2条の基金ですね、これはふるさと納税のほうから基金に入れるということでありますが、ふるさと納税、毎年、毎年同じように多額な寄附金が集まれば、これはうれしいことなんですが、いずれはまたそういうことも考えられていますので、そうなった場合、どのように資金を構成していくのか。この辺も考えているのかですね。それとあと、育英会の資金、奨学金貸し付けですか。これも二重で、育英会は貸し付けですので、これと両方できるのか。それともどちらか一方にしていくのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 ただいまの3番與那嶺議員の質疑について、説明いたします。

2条のほうで、むらづくり応援基金を寄附金でやるという形とありますけれども、それとおっしゃるように、このいろいろ今後世の中の情勢もありますので、その他の資金というものも考えながら、やっていきたいという考えであります。

○ 東恩納寛政 議長 玉城 奎教育長。

○ 玉城 奎 教育長 ただいまの與那嶺議員の質疑について、お答えします。

世間一般といいますか、奨学金をよく見ますと、他奨学金との重複は禁ずるとか。そういうのはよくあるんですが、本奨学金の目的自体が、経済的困窮で進学を断念する。あるいは学びを断念せざる得ないというところからのものでありますので、本基金とあわせて、育英会の基金を活用する方向で考えております。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 まず2条の基金からです。その他の資金をもってという今、説明がございました。「その他の資金」とは、例えばどのようなことを指すのか。

あと以前、9番議員が提案した「ブリ奨学金」ですか。こういったものも新たに創設してやっていくお考えもあるのかですね。お伺いしたいと思います。

あと育英会の確かに教育長がおっしゃったとおり、経済的な理由で断念された生徒たちが、やはりこれを頼っていけることは大変すばらしいことだと思いますので、これをぜひやっていただきたいと思っています。これはもうストップするとかではなくて、本当にバックアップするような形でやっていただきたいと思っています。

あと2条の件で、もう一度説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 與那嶺 透議員の質疑に、お答えします。

2条のこの基金の資金の内容ですが、先ほど課長から説明がありましたように、「うるおいと安らぎのむらづくり応援条例」に基づく基金と、「その他資金」ということですが、村長としては、できるだけふるさと納税をこれからはできるだけ活用しないで、この条例可決後、要綱をつくってやりますと、これはもう広くピーアールできるわけです。現在、これまでふるさと納税の「返礼は要らない」という希望で村長にお任せしますという寄附金が、約現在600万円あります。この基金ができて、条例ができて、この基金にすぐ振り向けられるのが600万円ぐらいありますのでスタートして、人数にもよりますけれども、2カ年間ぐらいはこの資金を活用できるようなめどはついてます。

その積極的にこの今帰仁村の給付型奨学金基金をつくった目的、そういうものを広くピーアールをして、村内の企業、先ほど與那議員からの質疑にもありましたように、きっかけはやはり議会からの質疑もありましたように、長島町の「ブリ基金」も非常に参考にしたというのは確かであります。そして、ヒヤミカチ奨学金という仮称でスタートしたんですが、ことしある村内の法人から50万円を、「これに使ってくれ」とありました。「次年度以降はまた100万円ぐらいはやりますよ」ということもあります。そういうことで、今帰仁村のふるさと納税を見ても、一番多いのは、将来を担う今帰仁村の子供たちの子育て教育に使ってくれというのが一番なんです。これはほかの質疑でも言いましたけれども、その次が、自然景観を

守ってくれとか。3番目に多いのは、村に任せます。とありますので、可能な限り、ふるさと納税は、もっとほかのものにまた使えるようにするために、この要綱を広く村民を初め、村内の企業、そして村内外で事業をしている今帰仁村出身もいっぱいいますので、県内外ですね。そういうところにも積極的に呼びかけて、安定的にこの基金が長く運用できるようにやっていきたいと思います。もう既にある村出身の県外で起業を展開している方から、会社として毎年400万円ぐらい、そして従業員からも協力お願いをして100万円ぐらいはできるように頑張りたいという情報も聞いておりますので、この条例の可決後は速やかに要綱をつくって、幅広く呼びかけをして、この基金条例の目的に沿って運営ができるように、村長としても力を尽くしていきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第50号について、質疑いたします。

これ第4条、確認なんですけれども、「基金に属する現金は、金融機関への預貯金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」とあるんですけれども、これ銀行以外のところも想定しているということでしょうか。もし想定しているのであれば、どういうのをお考えなのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 2番上原祐希議員の質疑について、説明します。

現段階では、これからですので、利息は有利なところを想定しています。これは確定したわけではないので、例えば村が基金をやって、要するに通帳としてかかっているところ、そういったのを今、想定しています。金融機関とかJAとか、そういったのも含めて、利息のいいところを考えています。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 金融機関の中の利息の有利なところを探して、そこをお願いするということですかね。要は、結構今金融機関の利息というのは、大体、それなりの知れているような部分もあるので、例えば年金とかというような運用的なドル建てとか、そういうふうな資金運用的な部分もお考えなのかと思って質疑したんですが、その辺の考えはないということですか。

○ 東恩納寛政 議長 當山清巳企画財政課長。

○ 當山清巳 企画財政課長 2番上原議員の質疑について、説明します。

今のところ、これは給付型ですので、今のところ考えていないです。逆に個人的ですけれども、これはまだ怖いので。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時24分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時25分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時25分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時42分)

日程第3. 「議案第51号 平成29年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を議題とします。

歳入一括、歳出1款から4款までと、6款から10款に分けております。

まず最初に、これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 10ページから、歳入15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の5節、身体障害者福祉費負担金、障害福祉サービス費3,855万円ですね。13ページにも16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の中の、こっちにも同じ云々で1,927万5,000円とありますので、県と国ということでありませけれども、この説明を求めます。

それと14ページ、歳入16款県支出金の4目農林水産業費県補助金の中の1節農業費補助金の下のほうの産地パワーアップ事業補助金の704万3,000円の、どこの産地でどのような事業をなされているのか、お伺いします。以上。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 1番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

10ページの15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の5節の説明でございますが、障害福祉サービス費、並びに障害児施設措置費（給付費等）がございませけれども、これは歳出のほうで27ページに組んでおります扶助費の国の持ち分で2分の1の財源でございます。

それから同じく13ページに組まれている、同じような項目になりますけれども、こちらは県の負担金として組んでおりますが、同じく27ページに組んでいる扶助費のほうの財源として、県から4分の1の割合で受ける負担金でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 1番與儀常次議員の質疑について、ご説明申し上げます。

14ページ、16款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、産地パワーアップ事業補助金でございますけれども、これにつきましては今回、太陽の花今帰仁支部、産地パワーアップ部会ということで、菊をつくっていらっしゃる農家、菊農家のハウス資材とか、防虫機材、電撃殺虫器等の導入事業でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 再度、この障害福祉サービスには、主にどういったものがサービス、今帰仁村では成り立っておりますか。

○ 東恩納寛政 議長 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 仲村美奈子 福祉保健課長 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

障害福祉サービス費、こちらの内容でございますけれども、訪問系のサービスであったり、居宅介護のホームヘルプサービス等がございませけれども、主にはそのような形です。障害福祉のサービスについては、主に居宅介護でございますが、もう一つの障害児の施設の措置費については、施設の入所に係る費用になっております。

また、施設等や医療での訓練等の費用もこちらに入っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに歳入、質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

次に歳出1款議会費から、4款衛生費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 質疑いたします。22ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料なんですけれども、これの中の本庁舎建設基本方針及び基本計画策定委託ですね。マイナスの96万9,000円の説明を求めます。

あとその下のほうの26節寄付金、ハワイ沖縄プラザ建設寄付金20万円、これの金額の根拠をお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 3番與那嶺議員の質疑について、説明いたします。

22ページの2款1項1目の13節委託料の中の本庁舎建設基本方針及び基本計画策定委託料の96万9,000円の減額につきましては、当初は300万円近くあったのを、基本方針及び基本計画策定の委託料につきましては、本年度、庁舎建設のワーキングチームのほうで、細かな点まで作業を進めております。その中で今回、村民等へのアンケート等調査が必要だということで、その件の賃金として、52万9,000円、11節の需用費のほうに20万円、郵送とか、そういった費用に対して24万円を組み替えしている内容でございます。あと26節、寄付金のハワイ沖縄プラザ建設寄付金につきましては、越地地区ですか、平良新助翁の関係、ハワイの沖縄県人会の沖縄プラザ建設の寄付金要請がございまして、南米等への県人会、村人会の寄附に關係しての20万円を同様、計上して寄附することになっているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 おおむね理解いたしました。寄附金ですね。これは村人会のほうから20万円の寄附をお願いされたという形で理解してよろしいでしょうか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

沖縄県人会のほうから、幾らというのはございません。ただし、平良新助翁の關係で、新聞等でもハワイからの出入りですか。例の新聞に取り上げたりしている關係、今帰仁村との關係も深いだろうというものを含めまして、今回昨年、南米の村人会に寄附した同額の20万円を計上して寄附することになっているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 ただいまの3番議員が質疑したところと重複しますけれども、22ページの2款1項1目26節寄付金、ただいま説明がありましたけれども、これは今帰仁の人のこの沖縄プラザ建設基金、これ寄附先の正式名称はありますか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 11番座間味議員の質疑について、説明いたします。

寄附先というか、今帰仁村の村人会という組織は、ちょっと把握をしておりますが、ハワイ沖縄プラザ建設募金推進本部の本部長は真喜屋 明さん、それから沖縄ハワイ協会の会長 高山朝光さんのほうか

ら、ハワイ沖縄プラザ建設募金についての協力をお願いを受けまして、今回その費用の一部として、20万円を本村は寄附するということでの計上です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 これ多分、県系人がつくられる連合会か何かがあるのかと思いますけれども、ほかの市町村もこれ寄附とかは、一律でやるとか、そんなのはないですか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ほかの市町村についても、同様の寄附かという質疑でございますけれども、ほかの市町村の件につきましては、今手持ちの資料は持ち合わせていませんが、県内市町村の村人会があるところにつきましては、多めに出しているところもございます。

本村としては、昨年、南米等に寄附しました20万円を出しているところですが、きっかけとしましては、550頭の豚を戦後当初に来た、恩返しという形でのものでの建設募金という形での要項が来ております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和 議員 22ページ、歳出2款1項1目19節の負担金、補助及び交付金の各字自衛消防団の補助金が削られているのは、どういう意味か。マイナスになっているけど、どういう意味ですか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 8番與那嶺議員の質疑について、説明いたします。

22ページ、2款1項1目19節の負担金、補助及び交付金の中の、各字自衛消防団への補助金についてでございますけれども、去る11月に行われた防火デーに予定していた予算より参加人数が少なかったということでの減額であります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 先ほどからあるんですけども、22ページのハワイ沖縄プラザ建設寄附金の件ですけども、これ県人会のほうに寄附でしたか。先ほどお二人の名前があったんですけども、これ会ったことはあるのかですね。そういった何ですか、県人会といいますか、ちゃんと存在するのかですね、信用できるのかですね。

今いろんな詐欺が発生しているので、大胆なこともやるかもしれないので、その辺のちゃんとした確認がとれているのか。その辺の答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 お答えします。

私も村長に就任してからは、高山朝光氏ですけども、沖縄ハワイ協会の会長として、たびたび新聞にも出てきます。信用は大丈夫だと思います。これは今帰仁村人会があるかないか調べたんですが、正式に村人会というのは今、ちょっと組織されていないというんですけども、ただ私が知る限り、今泊出身の新城さんという方が、城跡の近くにある新城さんの息子さんが、長男が向こうで観光関係の仕事をしているということは、兄弟から聞いております。

それと先ほど、総務課長からありましたように、平良新助翁もハワイと非常にかかわりが強いし、また

過去に今帰仁村のいまじん太鼓がハワイ公演をしたりして、その今帰仁出身の関係者、これは沖縄会館がかなり古くなって、ハワイ沖縄プラザ建設会館を新しく作りかえるということでの事業であります。今後これができますと、沖縄からの公演、あるいは今帰仁村からも将来、北山の風とか、あるいはまたいまじん太鼓はちょっと休憩していますけれども、その他含めて、今帰仁村の文化がハワイとかに交流で行く場合、そういうところでまた披露したり、そういうことで、最初、総務課長との調整の中では10万円ぐらいしますかという話だったんですけど、ほかの市町村等を参考に調べたら、ハワイに移民しているのが多い西原町とかは100万円とかいろいろありました。一律にこれは北部の町村会で決めたわけではないので、いろんなつながりがあるので、10万円ではちょっと少ないのではないかと、「予算ありますか」と聞いたから「大丈夫です」と言ったから、「じゃあ20万円寄附しましょう」ということで決めた次第です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 今の答弁では大分、信頼できるという明確なあれがあるというふうに理解しました。以降ですね、そういった寄附依頼がある場合には、いろんな詐欺が横行していますので、その辺も確認をしながら対策、対応をしていただきたいと思います。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

次に、歳出6款農林水産業費から10款教育費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 33ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の中の19節産地パワーアップ事業補助金、先ほどご説明がありましたけど、聞きにくい部分があったので、菊の栽培ハウスの資材、電撃殺虫器とありましたけれども、もう一つ、その改めてどれが対象なのか。

それからそれぞれの予算額と対象人数、器数ですね。それについて、お伺いします。

それから同じく6款1項6目農業構造改善事業費の国営基幹水利施設管理事業負担金114万2,000円の詳細について、お伺いします。

それから50ページの10款教育費、6項保健体育費、その中の1目保健体育総務費、15節工事請負費の村総合運動公園施設機能強化事業1,300万円の計上であります。その詳細な説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 6番吉田議員の質疑について、お答えいたします。

33ページ、6款1項3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金の中の産地パワーアップ事業補助金でございますけれども、これについての補助事業の今、対象となっておりますのがハウスの資材、それから防風資材、これは露地菊栽培を対象にした防風資材、それから先ほど申し上げました電撃殺虫器でございますけれども、一応これですね、産地パワーアップ部会のほうから国に産地パワーアップ事業ということで申請をして、承認をいただいて、いってみればトンネル事業みたいなものなんですけれども、今帰仁村を介してまた、消費税抜きの2分の1の額を部会へ補助するという事業になっていまして、ちょっと詳細が今、電撃殺虫器の導入についてはわかりますけれども、資材については、ちょっと誰が何本とか、そう

いうものについてはちょっとわかりませんので、ご了承願いたいんですけども、電撃殺虫器については、今回この産地パワーアップ部会で参加されている26名の農家の皆さんを対象としておりまして、電撃殺虫器については、15名の方の圃場に35器設置ということでの予定になっております。

あと、同33ページの6款1項6目の負担金、補助及び交付金の国営基幹水利施設管理事業負担金ですけども、これについては、羽地大川のほうで、送水管の漏水によって、かなり電気料が上がったということで、これに対する名護市と今帰仁村で負担金を案分しているわけですけども、その中の今帰仁村持ち分の負担金の増額要求がありましたので、その分の補正ということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 吉田議員の質疑について、ご説明いたします。

50ページ、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、15節工事請負費の村総合運動公園施設機能強化事業の1,300万円の内容について、説明いたします。

1,300万円につきましては、一括交付金の事業でありまして、追加要求分の増額分でございます。そして内容につきましては、外柵、防護柵の追加工事ということでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時11分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時11分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 この電撃殺虫器、それから資材を入れたということでありまして、この資材の電撃殺虫器、希望者全員が設置できるようになったのか。改めてお伺いします。

それから村総合運動公園機能強化事業これ延べ面、何メートルというか、どれぐらいの高さのどれぐらいの長さのものとか、詳細がもしわかれば、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

先ほどの産地パワーアップ事業の電撃殺虫器についてですけども、希望された方が全員入れられたのかということでありましたけれども、これは計画書として産地パワーアップ部会から上がってきているもので事業採択されているものなので、基本的に希望された方については、全員導入できたものと私のところでは考えております。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

長さ、高さの詳細につきましては、長さについてはちょっと資料を持ち合わせてございませんので、高さのほうでフェンスが1.5メートル程度のフェンスになります。外柵のほうになりますけれども、ガードレールという工種がありますが、ガードレールは道にあるようなガードレールの高さぐらいだと確認しています。防護柵につきましては、現在ロータリーのイベント広場のそばについている防護柵がありますが、場所的にはロータリーの一部ですね。まだついていないところにつける予定でございます。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 産地パワーアップ事業補助金ですね。これもしお答えできればよろしいで

すけれども、予想としては来年度もこの事業がありそうなのか。今の段階での予想でよろしいですけれども、継続、来年もありそうなのか。もし今の段階でわかれば。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時14分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時14分)

我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 6番吉田議員の質疑について、ご説明申し上げます。

今、産地パワーアップ事業については、県の事業で、今帰仁村トンネルということでの補助の取り扱いになっておりますけれども、産地パワーアップ事業については、次年度もあるものと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 質疑いたします。

44ページ、10款2項1目学校管理費なんですけど、これの13節委託料、松枯れ木伐倒処分業務と32万円があります。これは学校だとは思いますが、これは学校敷地内の松、これも随時この枯れてきたのは、随時こういった予算をとって伐倒していくのか。伐倒していくのかを伺うのと、あと、これの予算の出どころですね。もうこの松、枯れるのは村内あちこちで枯れていますので、これの影響もあって、たまたま学校に生えている松も枯れてきている状況だと考えていますので、これはほかの経済課関係とかの松の伐倒業務とかもあるかとは思いますが、こういうところから予算を回すことができないのかということをお伺いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 田港朝津 学校教育課長 3番與那嶺 透議員の質疑について、説明いたします。

44ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の13節委託料にあります、松枯れ木伐倒処分業務の32万円でございますが、そちらのほうは今帰仁小学校の校舎裏にあります松の高木と申しますか、高い木がありますが立ち枯れをしている状況があります。そちらについては、村単独予算でもって手当てを、予算を計上させていただいておりますが、ちょうど、村陸上前にちょうどゴール地点の大きな松が立ち枯れをしていました。そちらのときには、経済課と調整をして危険木ということで、経済課予算のほうで処理をさせていただいております。そういった事業が今回なくなると申しますか、予算的に手当てができなかったものですから、今回は教育委員会の予算の中で計上させていただいております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 歳出について、質疑いたします。

49ページ、10款5項6目グスク交流センター等費ですけれども、これの印刷製本費、リーフレット等印刷費、これの説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 5番與那勝治議員の質疑について、ご説明いたします。

49ページ、10款教育費、5項社会教育費、6目グスク交流センター等費、11節需用費のリーフレット等印刷費の詳細につきましては、日本語版の在庫がほとんどないという状況でありまして、今回補正に上げた理由につきましては、村グスク桜まつりまでには発注したいという、大急ぎな注文のために96万円の計

上をさせていただいております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 日本語版リーフレットということでありました。ちょっと、気になるんですけども、桜まつりのポスター、これがまた新たにここに入っているのかと思って、質疑したんですけども、これは全く別、関係ないということですか。これは関連質疑でいけるかどうか。というのは、やはり名護はポスターができて張って宣伝が始まっているんです。今帰仁村がないのがちょっと気になりますので、これは関連質疑でお願いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 5番與那勝治議員の質疑について、ご説明申し上げます。

今回第11回目の桜まつりのポスターについては、実際もう作成されております。役場庁舎とかいろいろなところに張り出されてはいますけれども、ちょっと露出がまだ行き届いていないのかという感じなのでしょうか。今の感じでいきますと、もう少しちょっと係とも調整をして、いろんなところに張り出せるように調整したいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 49ページの11節、5目歴史文化センターの障害者用トイレ、修繕の詳細説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 9番山城議員の質疑について、ご説明いたします。

49ページ、5目歴史文化センターの需用費の中の障害者用トイレの詳細につきましては、平成7年に文化センターがつくられまして、障害者用トイレの便器の破損、そしてつまり等がありまして、その修繕にかかる費用でございます。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 これセンターの内部なのか、駐車場に設置されているトイレなのか。ちなみに駐車場に設置されているトイレは大分前から破損して、意味がわからない張り紙がされていたんですよ。その辺の答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

現在の修繕につきましては、センターの内部のトイレでございます。そして外部の駐車場のほうのトイレの故障につきましては、修繕もすべて終わって、完了しております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 内部のトイレ、これはいつごろから故障して、調子が悪くなったのか。その辺の答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

いつごろかということでもございましたけれども、ちょうど9月補正、議会が始まった時点で、おかしく

なりまして、9月の補正に間に合わず、今回に至っているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの9番山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 9月から調子が悪くなったということなんですけれども、9月から10月、11月、12月となっていますよね。この間、ずっと障害者用トイレは、障害者の方はなかなかこのトイレを使用できなかったということで不便がかかるわけです。その辺の対策ですね。ちょっと遅いのではないかと思います。

今帰仁村はこの施設で、今帰仁城跡を全面的に打ち出しているじゃないですか、観光の目玉として。これをなんでもう少し早急な対策、対応がとれなかったのかですね。また障害者用ですよ。障害者用こそ、早急な対策をとるのが自然というか、私の中では当たり前なんですけれども、その辺、なぜそういうふうな状況に陥ったのか。早急な対策ができなかったのか。その辺の答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 与那 満社会教育課長。

○ 与那 満 社会教育課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

本来ならば、議員がおっしゃるとおり、早急に対応をしたかったのですが、予算的に厳しい状況がありまして、本当に当初予算でももし持っておりましたら、すぐ対応できたかなと非常に反省しているところでございます。今後またこのようなことがないように、チェックをしながら、ふぐあいとかがありましたら、対応していく所存であります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 9番山城 太議員の質疑にお答えいたします。

所管は教育委員会ですけれども、予算提案は村長ですので、村長のほうから答弁したいと思いますけれども、指摘のとおり、この今帰仁城跡は、世界遺産として年間30万人、しかも入場料を取っております。最近は特にインバウンド、修学旅行を含めてたくさんの方が毎日来ております。私もよくこの施設を回っているんですけれども、やはり故障するのはいろいろあると思いますけれども、故障したら、じゃあどう早く直すかというのは、当然ほかの施設に比べても、対外的にお客さんが来るわけですから、そのサービスの面からでも、スピード感を持ってやらないといけないと思って、私も村長の立場から、課長会等でもたびたび指摘をしております。それで今後、指定管理者のほうからも毎日、管理しているのは指定管理者ですから、ふぐあいの場所とか、積極的に出してもらいたいということも指定管理者のほうに言っております。

それで、それを教育委員会のほうで調査をして、早目にこの予算措置をして、観光客が快適に今帰仁城跡に来れるように、委員会とも連携をして、予算が厳しいからこういう観光地を後回しにするというのは、観光行政を大事にしている村からしては、好ましいことではないので、今後はスピード感を持って、教育委員会と連携をして、故障したら予算をどう早く出すかという観点から、観光客が非常にいい思い出、この施設を見学できるように、村長としても努力していきたいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第4. 「議案第52号 平成29年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を議題とします。

歳入一括で行います。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5. 「議案第53号 平成29年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を議題とします。

こちらは歳入、歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第6. 「議案第54号 平成29年度今帰仁村水道事業会計第2号補正予算について」を議題とします。

これは、歳出一括です。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 議案第54号について、質疑いたします。

1ページの収益的収入及び支出、1款1項2目配水及び給水費の説明と、その下の資本的収入及び支出の1款1項1目建設改良費の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 5番與那勝治議員の質疑について、お答えいたします。

1款1項2目、配水及び給水費については、今、村内の施設、ポンプ場あたり30カ所あります。30カ所の電気代で計上しております。

資本的収入及び支出の1款1項1目は、道路整備に伴う切り回しの工事ですね。湧川、勢理客、古宇利の300万円となっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 支出に対しておおむね理解いたしましたけれども、水道事業に対して質疑する機会があまりないのですが、関連としまして、これに対する財源について疑問に思っているんですが、2ページのところで(1)当年度純利益、一番上のほうですね、マイナス4,961万2,000円とあります。本来ならこれもプラスに持っていけないといけないのかと思っていまして、先ほど電気代とかもありました。これ人口が少ないからなのか。戸数が少ないからなのかとか、いろいろとマイナスになる原因とか、要因

があると思いますけれども、このマイナスになる要因ですね。コスト、電気代も上がってきたりもすると思います。コスト増なのかとか、その辺の説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時33分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 3 時34分)

嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

今までの設備投資と人件費も含めて赤字が生じているという状況です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時34分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 3 時35分)

5 番與那勝治議員。

○ 5 番 與那勝治 議員 今回のこの工事建設改良費とか、これの資金を留保資金で充てるということでありました。当年度のこの利益とかがマイナスになって、留保資金を使って改修工事とか行っていくと、多分これはずっと続くと思いますけれども、内部留保をためていかないと、やはり大きな水道工事とか、耐用年数とかがくると思いますけれども、この辺の対策をとられているかどうか。説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

実際今のところ、ここまでのシミュレーション自体は行っていない状況です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいまの 5 番 與那勝治議員の質疑は既に 3 回に達しましたが、会議規則第 55 条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。 5 番與那勝治議員。

○ 5 番 與那勝治 議員 この水道事業、やはり自分たちもチェック機能をあまり果たしていないところもたくさんあるんですけれども、大きな金がやはり動いて、これは多分、全国的にも問題視されているところもあると思います。やはり耐用年数とか、その辺を含めると、これはしっかりと今後、対策をとらないといけないと思っております。

アセットマネジメントとか、そういうのもあったと思いますけれども、その辺を参考にといいいますか。こうやっていきながら資金計画なり立てていかないといけないと思います。この辺の対策、何名ぐらいの担当でやっているのか、質疑いたします。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

実際は今、5 名で対応している状況です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第 7. 「議案第 55 号 村道路線の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。 6 番吉田清尊議員。

○ 6 番 吉田清尊 議員 議案第 55 号 村道路線の変更について、整理番号 83 仲宗根前田原線と 86 仲宗

根線とあります。これのこの路線変更をする目的ですね。それについて、このまた提案する目的について、詳細をお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 6番吉田議員の質疑について、ご説明いたします。

この路線変更につきましては、国道505号の整備に伴って、今度は土木事務所からの調整がありまして、路線変更という形になっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 この国道505号の関係だということですが、これ具体的に例えば、道路をきれいに整備するとか、排水路を整備するとか、そういう予定は特にないわけでしょうか、今後ですね。この路線変更することによって、それをお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について、説明いたします。

今、路線変更したから整備ができるという話ではなくて、整備が終って今、路線の起点を変更して、路線がちょっと長くなったというか、という形になります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第8. 「議案第56号 工事請負契約について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第9. 「議案第57号 土地改良事業の計画変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第57号ですね、土地改良事業の計画変更について、質疑いたします。

これ変更で45%も増になった理由ですね。その西地区と書かれていますが、西地区はどの字なのか。場所と、45%増額になった理由。5,600万円から3億7,200万円になっていますけれども、面積がふえたのかどうか、説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 1番與儀常次議員の質疑について、ご説明申し上げます。

今、ご質疑のありました、まずは対象の字となっているのは今泊、兼次、諸志地区になります。

変更に伴う増でございますけれども、受益面積がふえたこと、それから農道整備について、整備延長が「675メートル」から「774メートル」、それから農業集落道についても、「1,200メートル」が、98メートル増の「1,298メートル」、農業集落排水施設整備の2路線についても、「445メートル」が「483メートル」ということもありますが、現場にあわせての工法で、排水溝の形状を変えたりとか、勾配のきつところをアスファルト舗装から、コンクリート舗装にしたこと等によっての増でございます。以上

です。

○ 東恩納寛政 議長 1 番 與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次 議員 これ事業が平成27年から平成32年の5カ年間ということで、いろいろと地域からの要望云々等で予算が確保できたから、これだけ増額になったということで理解してよろしいですか。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑について、ご説明申し上げます。

工種の変更であったりとか、道、集落道、農道の延長であったりというものについては、地域からの要望も含めて、それを反映させた形での増分になっております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 午後3時45分)